

---

◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

ただいまの出席委員数は16名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、本間君、9番、阿部君を指名いたします。

---

◎一般質問

○議長(福島尚人君) 日程第2、一般質問を継続いたします。

15番、木内君。

【15番 木内達夫君登壇】

○15番(木内達夫君) おはようございます。それでは一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に私はこの4月の選挙におきまして2期目の当選をさせていただきましたけれども、これからの4年間の任期中、新ひだか町のまちづくりのために議員としての役割をしっかりと果たしてまいりたいというふうに考えておりますので、町民の皆さんを始め、同僚議員の皆さん、そして町長や職員の皆さんにはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは通告に従いまして、何点か一般質問をさせていただきます。

先ず大きな1点目の、「町民の皆様へのお約束」についてであります。町長は4月の選挙におきまして任期4年間に取り組んでいく町政の基本項目といたしまして、基本理念、基本政策の6項目、最重点政策課題の3項目、早急に検討を進める事項の3項目を掲げまして、町民の皆様へのお約束をしております。それを受けまして所信表明をされておりますけれども、町民との約束の中で早急に検討を進める事項等につきまして、何点か質問をさせていただきます。

1点目の大雪によるハウス被災者に対する経営支援対策についてであります。今年の2月5日から6日にかけての低気圧による記録的な大雪災害によりまして、ミニトマトや花きなどの農業用ビニールハウスが倒壊するなど、被害件数108件、被害金額9億3,144万5,000円という大変大きな被害が発生しております。今回の災害では、関係団体を始め日高振興局や自衛隊、社会福祉協議会など多数のボランティアの皆さんの方々の支援協力もありましたし、町におきましても2月14日に新ひだか町大雪農業被害対策本部を設置いたしまして、倒壊ハウスへの人的支援やハウスの撤去費用の財政支援を行うなど、全町あげての災害復旧対策に取り組んでいるところでございます。このような中で、被災者に対する経営支援対策につきましては私も町長と同様です。早急に進めなければならない大きな課題であると認識しているところでございます。そこで質問でございますが、1点目に今回の大雪災害の被害状況について作目別にどうなっているのか、また今年の生産額への影響額や今後の農業経営に対する影響をどのように考えているのかを伺いたいと思います。

2点目に、今回の災害時に伴いまして町や関係団体から、国や北海道等に対して支援要望活動を行なっていると思います。その要望内容とその結果について伺いたいと思います。また、併せまして、国や北海道の支援対策はどのようになっているのかを伺いたいと思います。

3点目に、ハウス被災者に対する経営支援対策について、町長は具体的対策をどのように考えているのかを伺いたいと思います。

次に2点目の、融雪大雨時に恒常的に生じる河川等の氾濫対策についてであります。近年の温暖化等によりまして異常気象によりまして、台風ですとか低気圧による大雨災害や地殻変動による地震災害などが多数発生しておりまして、全国各地で大きな被害を受けております。新ひだか町におきましても、一昨年8月の連続台風や昨年の低気圧による大雨災害等によりまして、住宅被害ですとか農林漁業被害、土木被害など大きな被害が発生しておりまして、さまざまな災害に対する防災対策の強化が求められております。

そこで質問でございますが、1点目に恒常的に災害が生じる河川等につきまして、北海道の管理河川を含めまして、対象となる河川等の現況と普及状況はどのようになっているのかを伺いたいと思います。

2点目に、対象となる河川等の氾濫対策について、町長は具体的対策をどのように講じていく考えであるのか伺いたいと思います。

3点目の住宅新築リフォーム助成金の在り方検討についてであります。住宅新築リフォーム等助成事業につきましては、町民負担の軽減や町内建設業者の経済対策、地域経済の活性化に寄与する目的で平成24年度から平成28年度までの5年間実施しておりまして、町民からも強い要望があった事業でありますけれども、ある程度事業の目的は達成されたとして平成29年度から廃止となったものであります。私はこの事業につきましては、町の財政負担は大きいものの、その事業効果は一石二鳥、一石三鳥にもつながり、地域経済の活性化に大きく寄与するものであると考えております。

そこで質問でございますが、1点目に住宅新築リフォーム等助成事業及び新築住宅に対する町税の減免実績はどのようになっているのかを伺いたいと思います。

2点目に、町長は住宅新築リフォーム助成金の在り方を検討するということでしておりますけれども、その基本的な考え方について伺いたいと思います。

4点目の最重点政策課題についてであります。町長は新ひだか町長選挙に立候補を表明した後に、多くの町民の皆さんにお会いしまして、さまざまな意見要望を聞きまして、町民への約束を掲げられたものと考えております。当選後2カ月強しか経過しておりませんので、まだまだ新ひだか町が抱える問題や課題につきましては十分に把握していないかもしれませんが、各担当部署からヒアリングを行っていると思いますので、町が抱えている懸案事項ですとか課題等につきましては、ある程度把握しているものと考えております。

そこで質問でございますが、私は今の町の現状を見ますと、早急に取り組まなければならない最重点政策課題は、町長が掲げている事項はもちろんですけれども、やはり1つ目に財政の健全化対策、2つ目にJR日高線等地域公共交通対策、3つ目にショッピングプラザピュア1階のテナント確保対策と考えておりますが、これらの課題に対する町長の見解について伺いたいと思います。

次に大きな2点目の合葬墓の整備についてであります。合葬墓の整備につきましては、多数の

町民の皆さんからの要望を受けまして、私の一期目の任期中に3回の一般質問をさせていただきましたけれども未だに実現されておりませんし、今回の選挙期間中におきましても合葬墓の整備に対する町民の声がありましたので、改めて町長に質問させていただきます。

ご承知のとおり合葬墓は多くの人々の遺骨を一緒に埋葬する合葬形式のお墓でございますけれども、少子高齢化や核家族化が進む中で、お墓の維持管理が難しい世帯が増えてきておりまして、道内自治体でも公営合葬墓の整備が進んでいるところでございます。道内主要都市では平成29年度までに、札幌市など12市で整備されておりますし、今年の9月には旭川市、11月には登別市、来年秋には石狩市が供用開始する予定と聞いております。また、町村では八雲町が平成28年度、白老町それから森町では平成29年度から供用開始しておりますし、この他道南の知内町、七飯町も整備を進めているというふうに聞いております。隣町の浦河町では5月に1,200世帯を対象にしたアンケート調査を実施しておりますして、調査結果によりまして町民の理解が得られれば、整備に向けて準備を進めるということで聞いております。我が新ひだか町におきましても、合葬墓の整備につきまして私も過去3回質問しておりますして、もう皆さんご承知だと思いますけれども、まちづくり懇談会等、町民から多数の声がありますし、平成27年度に町が実施したアンケート調査でも、合葬墓を必要と感じている町民が53パーセント、利用したいと考えている町民が40パーセントという調査結果でありました。

そこで質問でございますが、合葬墓の整備について、新ひだか町としての現状の取組状況と今後の整備見通しをどのように考えているのかを伺いたいと思います。

以上2項目9点について質問いたしますので、ご答弁をよろしく願いいたします

○議長(福嶋尚人君) 大野町長。

【町長 大野克之君登壇】

○町長(大野克之君) ただ今、木内議員から「町民の皆様へのお約束」ということでご質問がありまして、その中の4点目でございますが、最重点政策課題についての私の認識ということでございます。ご質問では3点の例を挙げられておりますが、私が就任いたしましてから早2カ月が経っております。この間、事務的な引き継ぎは当然を受けておりますけれども、そのほか時間がある限り回ってきた決裁などを見ながら職員の方々等と呼んで、いろいろとディスカッションをしながら懸案事項の、どういうものがあるんだということをお伺いしてきたところでございます。

ご質問の中で3点のうち、先ず1点目の財政健全化の対策の問題でございます。これにつきましては先般の臨時町議会におきまして、議案として提案し可決いただいたところでございますが、4つの特別会計に関しまして繰上充用するという措置を取ったところでございます。皆様方も既にご承知かと思いすけれども、繰上充用というのは平成30年度の収入、歳入から前年度の29年度の歳出、支出分を払うということでございまして、地方自治法上そういう措置は認められているところでございますけれども、決して何回も何回もですね、そういう措置を行うということは許されるものではないというふうに認識しておりますして、こういう観点から申しまして財政の健全化については、早急に一刻も早く、何とかしなきゃならないものだというふうに認識してございます。

2点目のJR問題についてでございますが、今回の各質疑の中でもいろいろと議論があったところでございますが、本年11月を目途に一定の方向性を出そうということで管内7町の町長とはスケジュールについてはそういう申し合わせをしております。かねてから申し上げておりますけ

ども、この7町の中で協議・協力を精力的に行って重要な問題でございますので、早急に解決の道を探っていかなければならないというふうに考えてございます。

最後に3点目のピュアの問題についてでございますが、私の選挙事務所がちょうどピュアの前にございまして、3月からあの状況については、いろんな方が買い物に来ている、あるいはそこでバスに乗って山のほうに戻っていかれる方も多々見ているところでございますが、選挙後、突然閉店ということを知りまして、正直申しあげまして驚きというのが1つと、それから誠に残念であるというのが一緒にですぬ感情として芽生えておるところでございます。なかなかピュアのテナント問題につきましては難しい面もございますけれども、私としては、現実の対応としては誘致に全力を尽くすと言うにとどまるかと思っておりますけれども、一生懸命やっていきたいというふうに思っております。

ご質問のありました残りの質問につきましては、担当する課長からご答弁申し上げますが、多くの課題を抱えた中で、すべきこととすべきことではないということ、その選択を間違わないように皆様のご意見を聞きながら町政を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 秋山農政課長。

【農政課長 秋山照幸君登壇】

○農政課長(秋山照幸君) おはようございます。

木内議員からのご質問の大きな1点目の、大雪によるハウスの被災者に対する経営支援対策についてに関する1点目、大雪災害の作物別の農業被害と今年の生産額への影響額についてご答弁申し上げます。

先ず、作物別の農業被害についてでございますが、農業用ハウスの被害は全体で89件399棟となっております。静内地区につきましては40件223棟で、作物別に申し上げますと一部份数の重複がございますが、ミニトマトが29件151棟、ホウレンソウが5件56棟、その他野菜などが7件16棟となっており、三石地区につきましては49件176棟のうち、花きが32件89棟、アスパラが15件77棟、その他野菜などが6件10棟となっております。

次に今年の実産額への影響についてでございますが、本来作付する予定の面積が、今回の被災により作付ができなくなったことにより減少した作付面積をもとにした農協の試算では、静内地区においては被災前の計画に対し、ミニトマトが1億5,300万円、ホウレンソウが1,760万円、そのた野菜などが390万円で、計1億7,450万円となり、また三石地区におきましては被災前の計画に対しまして、花きで4,500万円がそれぞれ減少する見込みとなっております、両地区の合計では2億1,950万円の影響額となっております。

次に、2点目の災害復旧に伴う町や関係団体からの要望活動等についてでございますが、町としての要望内容につきましては、これまでの町議会におきまして行政報告をさせていただいているところでありますが、2月16日に新冠町長との連名により北海道知事、自民党北海道支部連合会、北海道議会等に対し、被災施設の撤去費用及び再建費用への支援を要請し、さらに4月11日に、同じく新冠町長との連名により、北海道知事に対し被災施設の再建費用への、北海道としての支援、及び地方が実施する災害復旧事業への地方財政措置につきまして要請してきているところでございます。農業関係団体からの要望内容につきましてでございますが、日胆管内農業協同組合長会と北海道農業協同組合中央会との連名により、3月7日に国に関しまして被災施設の撤

去・再建使用への支援及び災害対策のための地方負担に対する財源措置を講ずるよう要請したとの報告を受けているところでございます。その結果、国の支援対策が3月16日付で示され事業内容を確認した結果、産地活性化総合対策事業の大雪対応産地緊急支援事業を活用するに至っております。事業主体である両農協において35件162棟の申請手続を4月20日にしてございます。

そこで国の事業内容について簡単にご説明させていただきますと、今回の被災を機に作物転換や規模拡大に取り組む産地に対し、施設園芸共済に加入することを条件に農業用ハウスの設置に必要な生産資材の購入費用及びボイラー等のリース導入費用に対し、補助率2分の1以内を助成する内容となっております。

次に北海道の支援対策についてでございますが、先に申し上げました要望事項全体に対する北海道からの正式なお話はまだいただいておりませんが、これまでのところ北海道が例年実施しております、地域づくり総合交付金事業において、農業用ハウスの設置に係る施工費に対して補助率2分の1以内を助成する方向で内部調整しているとの連絡を受けているところでございます。なお、町が実施する災害復旧事業への地方財政措置につきましては、現在協議検討中であるとお聞きしているところでございます。

次に3点目のハウス被災者に対する、町の具体的な経営支援対策についてでございますが、先の3月議会において農業用ハウスの解体・撤去作業に係る費用への助成として300万円を既に計上、ご承認いただいておりますが、さらに本議会の補正予算におきまして大雪復旧支援対策事業として3,677万1,000円を計上させていただいてるところでございます。支援対策の実施に当たり農協と協議を重ねた結果等踏まえ、国の支援対策と同様に今回の被災を機に規模拡大や作物転換への取組要件を満たす国の補助事業対象者へ支援することとし、また、農作物を一定期間安定的に供給するという、責任産地としての役割を果たすため、今後の災害に備える意味を含め、施設園芸共済に加入することを条件としたところでございます。なお、支援内容につきましては、農業用ハウスの新設に必要な生産資材の購入費用の3割のうち、町が6分の5以内を助成し、残りの6分の1以内を事業主体である農協等に負担していただくこととして考えているところでございます。これにより、農業用ハウスの新設に必要な生産資材の購入費用につきましては、国の補助事業の5割と合わせますと、助成割合が8割となることから自己負担が2割まで軽減されることとなります。

そこで1点目のご質問でございました、今後の農業経営に対する影響についてでございますが、農家個々により被害内容が違いますので一概に言うことはできませんが、災害の影響を最小限にするため復旧対策に当たりましてはこれまでと同様、関係団体等との連携協力を図りながら、今ほど申し上げました国の大雪対応産地緊急支援事業、北海道の地域づくり総合交付金事業、それと町の復旧対策を合わせて実施することなどによりまして、生産者の負担と農業経営への影響が極力生じないよう、これからも取り組んでまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 田中建設課長。

【建設課長 田中伸幸君登壇】

○建設課長(田中伸幸君) おはようございます。

木内議員からのご質問の大きな項目2、融雪・大雨時に恒常的に生じる河川等の氾濫対策につ

いてと大きな項目3、住宅新築リフォーム助成金の在り方検討についてを、私のほうからご答弁申し上げます。

最初に大きな項目2の1点目、恒常的に災害が生じる河川等について、北海道の管理河川を含めて対象となる河川等の現況と復旧状況はどのようになっているかについてお答えいたします。

新ひだか町内を流れる河川のうち、北海道が管理する二級河川が6水系16河川、延長が176.2キロメートルとなっております。新ひだか町が管理する河川については、準用河川が10水系35河川、延長が80.4キロメートル、普通河川が26水系259河川、延長は530キロメートルで、町が管理する河川の合計が294河川、610.4キロメートルとなっております。この河川の全ての延長が費用対効果のある住宅街や農耕地、放牧地等を流れているわけではありませんが、相当数の河川について維持管理を実施しているのが現状であります。また、最近発生した異常気象時における被害状況ですが、平成28年度には6回の台風等の異常気象が発生し、北海道が管理する河川におきましては8カ所、約3億2,660万7,000円の復旧額、復旧については全箇所完了しております。新ひだか町が管理する河川におきましては120カ所、復旧額が約1億3,640万円となっております。平成29年度におきましては、3月9日の豪雨を含めまして4回の異常気象が発生し、北海道が管理する河川につきましては災害復旧費としての予算執行はなく、新ひだか町が管理する河川では54カ所、3,220万円の被害額となっております、約90パーセントの箇所において復旧が完了しております。

次に2点目、対象となる河川等の氾濫対策について、具体的に対策をどのように講じているかについて答えいたします。まず最初に河川の日常管理についてご説明させていただきます。通常の河川の管理方法といたしまして、出水期前の現地確認、出水時・降雨時の現場パトロール、大雨の後の現地調査を行い、必要に応じて国庫負担法による公共土木施設災害復旧事業や一般単独災害復旧事業債を活用しながら維持管理に努めております。議員もご存じのとおり3月9日の低気圧の影響で、多くの河川が溢水しました。この原因は、河川が結氷しその氷の上を水が流れたことでもあります。山や河岸が決壊したことにより土砂が河川に埋塞したことも原因の一つと考えております。そのため雪解けを待って4月の早い段階で、今回の雨で埋塞した河川で単独費災害の対象となる箇所につきまして、埋塞土砂の除去を実施しております。このほか経年的に土砂が堆積している箇所につきましては、河川管理経費の既定予算の事業費で対応しております。平成28年度においては12カ所、640万円、平成29年度におきましては20カ所、1,400万円、平成30年度につきましては当初予算が600万円でしたが、3月の雨で溢水した箇所を中心に対応すべく、後ほど上程されます補正予算案に2,000万円の増額予算を計上させていただき、10カ所程度の堆積土砂を除去する工事を計画しております。しかしながら、管理延長が非常に長いいため、当面は費用対効果のある河川において緊急度の高い箇所を選択し堆積土砂の除去を行なっていきたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に3項目、住宅新築リフォーム助成金の在り方検討についての1点目、住宅新築リフォーム等助成事業及び新築住宅に対する町税の減免実績はどのようになっているかについてお答えいたします。まず初めに住宅新築に係る実績であります。平成24年度から平成28年度までの5年間で、新築工事費の5パーセント、限度額100万円を補助したものでありまして、申請された105件に対し9,858万円の補助をしております。また、リフォームに関しましては、平成24年度から平成27年度が200万円以上のリフォーム工事に対し工事費の10パーセント、限度額50万円、

平成 28 年度につきましては 150 万円以上のリフォーム工事に對し、工事費の 10 パーセント、限度額 50 万円を補助してございまして、5 年間で合計で 291 件、1 億 383 万 6,000 円の補助額となっております。この制度の実施前、実施後の全体の戸数と、それに対する町内業者が占める割合を比較しますと、新築工事のみの比較となりますが制度実施前の平成 23 年度は全体戸数が 28 戸、うち町内業者が占める割合は 14 戸、46.4 パーセントとなっております。制度実施中の平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間、全体 161 戸、うち町内業者が占める割合が 109 戸、66.7 パーセント。年平均では、全体 32 件、うち町内業者が 22 件となっております。制度が終了いたしました平成 29 年度においては、全体 24 件、うち町内業者が占める割合が 50% となっております。これらの数字を比較しますと、一応の効果はあったと考えております。

現在行われている補助金制度は、平成 29 年度より新ひだか町新築マイホーム応援ギフトとして町内業者により新築された住宅に對し、住宅にかかる固定資産税の減額相当分を 3 年間、商品券にて助成する制度であり、平成 29 年度に新築された住宅については、10 件の住宅が助成対象となり、全体金額になりますが 33 万 8,000 円を平成 30 年度から 32 年度までの 3 年間、毎年新築マイホーム取得応援ギフト発行事業補助金として商品券を発行するものであります。また、対象となる住宅は平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、町内業者により新築された住宅となっております。例えば平成 29 年 4 月 1 日に完成した住宅の固定資産税が平成 30 年度から賦課されるもので、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間において毎年、固定資産税の減額相当分を商品券で助成するものでございます。この固定資産税の減額分については、地方税法の附則により定められてございまして、居住部分の床面積が 120 平方メートルまでの固定資産税が 2 分の 1 となり、120 平方メートルを超えるものについては 120 平方メートル分に相当する部分が 2 分の 1 の減額対象となるものでございます。

次に、2 点目の住宅新築基本助成金の在り方検討についての基本的な考え方は、についてお答えいたします。過去に平成 24 年度より平成 28 年度まで 5 年間行われた、新ひだか町住宅新築リフォーム等支援事業と現在行われている新築マイホーム取得応援ギフト発行事業の事業効果を先ずは検証したいと考えております。これと並行いたしまして、池田議員からのご質問に町長からお答えしたとおり、市街地の空洞化と空き家対策の問題を踏まえ、今後のまちづくりの一助となるような事業の在り方について、財源の確保も考慮しながら将来に向けて検討したいと考えておりますのでご理解願います。

以上答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 大久保生活環境課長。

【生活環境課長 大久保信男君登壇】

○生活環境課長(大久保信男君) 木内議員員からのご質問の大きな 2 点目の、合葬墓の整備について新ひだか町としての現状の取り組み状況と今後の整備見通しをどのように考えているかについてご答弁申し上げます。

最初に合葬墓の整備についての現状の取り組みについてでございますが、議員のご質問にありましたとおり平成 27 年 3 月の定例議会以降 3 度のご質問にご答弁させていただいておりますことから、答弁内容が重複する部分がございますのであらかじめご了承ください。

平成 27 年 7 月から 12 月にかけてアンケート調査を実施しましたところ、約 217 名からの回答があり、議員のご質問の中にもありましたが、その結果 53 パーセントの方から合葬墓が必要、また

40.2 パーセントの方から利用したいとの回答を得られました。この結果を基に平成 28 年度で行政評価を提出し審査を受けたところでございますが、結果につきましては住民ニーズもあり必要性は認められるものの緊急性が低いこと及び財源手当てがなく、全てが一般財源を要する事業であることから、最終的には不採択となりましたが、町としてその必要性を認識することとなりました。翌年の平成 29 年度におきましても、再度行政評価を提出し、審査を受けたところであります。審査結果につきましては行財政改革推進本部会議におきましても採択をされ、審査意見として今後ますますニーズは増えることが予想されることから採択とするが、実施に当たっては維持管理の節減等適切な使用料設定等について十分に検討整理願いたいとの意見が付されたところでございます。

次に今後の見通しでございますが、核家族化、過疎化が進む現在から将来に向けてそのニーズが増加することは地方としても十分認識しておりますので、今年度中に担当の生活環境課において先行自治体の例を参考にしながら場所や墓碑の形状、管理運営方法、設置経費、運営経費など当町の住民ニーズに合わせた具体的な協議をし、合葬墓建設の実現に向けて細部まで検討したいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

以上答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 15 番、木内君。

○15 番(木内達夫君) 一通りご答弁をいただきいただきましたので、再質問をさせていただきます。

先ず、ハウス被災者に対する経営支援対策についてでございますが、答弁の詳しく答弁いただきました。ありがとうございます。答弁では、まず今年の被害の影響額、全体で 2 億 1,950 万円、このうちやはりミニトマトの関係が一番多くて 1 億 5,300 万円ということになっております。これは恐らく来年以降も影響が出てくるんだろうというふうに予想しております。それから国あるいは道に対する要望をしていただいた結果、国の制度も受けられる、あるいは道の制度、支援も受けられる。こういうことになっていると思いますので、これについては本当に大いに評価したいなというふうに思っております。

そこで再質問をさせていただきますが、ハウス被災者の関係、3 点ありますけれども全体で 1 本でやりたいと思います。前後するかもしれませんがご了承いただきたいと思います。

先ず 1 つ目に、農業用ハウス被害 89 件 399 棟ということでございます。私、最初の質問で、これ行政報告で報告を受けた件数 108 件となっております。ですから残り 19 件、これらはハウスでも、何て言うんですか、農業用の施設ミニトマトですとか花きですとか、それ以外の畜産等の牛舎等、畜産関係の被害というふうに考えていのかどうかお答えいただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 今、議員お尋ねの質問でございますけど、19 件につきましてはおっしゃるとおり牛舎等の畜産関係の被害ということでございますが、この他にですね実は複合経営といたしまして、ハウスもやりながら牛も飼っていたりというところもあります。これら 4 件おりますので、件数で合わせますと 19 プラス 4 で 23 件、棟数でいきますと 31 棟ということでございます。

○議長(福嶋尚人君) 15 番、木内君。

○15 番(木内達夫君) わかりました。それで国の制度に対する申請で、この手続が 35 件 162 棟



ということになっております。そこで新規就農者の申請、これがどうなってるのか、それから残りの 54 件 237 棟になるんですかね、これは自己資金で復旧整備するということになるのかどうなのか、この機会に営農を縮小するとか、あるいはその断念する、営農を断念する、そういう被災農家があるかどうか合わせて質問したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長(福島尚人君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 新規就農者につきましては、今回被災された件数としては6件ございます。37棟の被災がありました。このうち国への申請件数でございますが、5件35棟ということになっております。国への申請をしていない1件につきましては、この4月から新規就農する予定だったんですね。しかしながら当初の予定を、計画を変更しまして近隣の農家さんのハウス4棟を賃借することができたと、その中で営農を開始していると聞いているところでございます。また、国への申請手続きのうちですね、35件162棟ございますが、今回の災害を機会に規模拡大するために増棟する10棟が含まれておりますので、残りは54件247棟となりますが、このうち自己資金で復旧するという方が40件、棟数でいきますと119棟となっております。残りは89から35引いて、40引きますと、14件ということになりますけれども、これらの方につきましては、全棟復旧しないとか、そのままにしておくとかというようなことでございまして、さらに国への申請をしたんだけど、全棟を復旧するのではなくて、作物転換とかなんとかって、そういうところもありますから、それらを合わせますと29件128棟につきましては復旧の予定がないと、現状ではそのようにおさえております。なお、経営を断念する方につきましては、現時点ではないということで認識してございます。

○議長(福島尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 経断ではないと。ただ、縮小があるということでございますね。それでこの経営縮小するってことは規模が小さくなる、棟数も少なくなる、こういうことになりますけれども、被災前の農業用ハウスの全体件数、それから棟数、これに対してどの程度縮小していくのか、この辺の数についてお伺いします。

○議長(福島尚人君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 被災前のハウスの全体数でございますが、全体で118件1,616棟でございます。そして、今回の復旧件数は75件281棟ということになりますので、これらを合わせますと合計で118棟が減少してしまうということで、率にしますと約7パーセントぐらいが減少してしまうと。しかしながら、国の補助事業等々やることによって、93パーセントぐらいまでは、今回ぐっと上がってきているというようなことでもあるかと思えます。

○議長(福島尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 今、その118と7.3パーセントですね減少すると、仮にその生産額ですねハウスの。例えばですよ10億生産していると、それが7パーセント減れば7,000万減ると。こういう理解に建っていいんですよ。来年以降ですよ。それはどうですかね、それぐらい減っていくんだろうというふうに思うんですけど。

○議長(福島尚人君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) そのような考え方でよろしいかと思えます。

○議長(福島尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 次行きますが、町はハウスの解体、それから撤去費用の支援に対しまして

300万円の補正をしておりますけれども、この実績について伺いたいと思います。

○議長(福島尚人君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) ハウスの解体、撤去費用に関するご質問でございます。事業費はまだ確定はしてございませんが、国の今回そのハウスの解体経費を一部、国からの補助を受けられますが、これの補助金を除いた額で申し上げますと337万5,736円となっております。予算額300万円を超過した37万5,735円につきましては、農協さんのほうにご負担いただくということで予定してございます。

○議長(福島尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) それで今回のその解体・撤去費用の財政措置なんですけれども、国の環境省の制度に、災害等廃棄物処理事業費補助金っていうのがあります。これは国2分の1、自治体が2分の1。この自治体の2分の1に対して8割を限度に特別交付税措置をすると、こういう制度があります。これ、今回のその300万の撤去費用に対して、その制度の対象になるのかならないのか。仮にならない場合、別な支援措置っていうのはないのかどうか、伺いたいと思います。

○議長(福島尚人君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 今の撤去に係る国の事業で、当初今、議員がおっしゃってご紹介ありました環境省のほうの補助事業ってことで、私ども、当初期待しておったんですが、実は積雪量の関係、1メートル以上ないとそれが対象にならないということがございまして、その一方、積雪量に関係はない形で、先ほど申し上げました産地活性化のほうで撤去費の一部を見ていただけるということがありますので、そちらのほうでそちらのほうは対応していると考えております。

以上です。

○議長(福島尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 今の産地活性化事業ですか、これは内容わかりますか。対応っていうのは、補助事業っていうか、その対象になるその財政上の措置っていうんですか、それはわかりますかね。どういう撤去費用に対して。

○議長(福島尚人君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 対象応援事業費につきましては、基本的に2分の1以内を補助するということになってございます。

○議長(福島尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) それで、これ財政サイドにちょっと質問させていただいていいですか。それでこの撤去費用300万に対して今2分の1が補助になる可能性があるのかな。これは全体の300万に対する補助対象ということで、一部なんですかね。それから財政にちょっと質問したいと思います。

○議長(福島尚人君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 町の予算に対する2分の1ということではなくて、国の産地活性化っていう2分の1の事業を利用された方で、新規にハウスを建てた方がハウスを撤去するとか、そういった廃棄手数料とかある場合に、その部分の2分の1を補助するというので300万の部分とはまた別の話です。

○議長(福島尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) それでこの撤去経費300万、これはどうなんですかね。特別交付税の特殊

財政事情、これに持っていることはできないんですかね。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 基本的には、災害復旧に当たる部分でございますので、当町においては特殊財政事情ということで、申請する予定であります。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) わかりました。今回の災害に対する各農家の自己負担、これについては、国の支援が生産資材の購入等、これがまあ対するもので、自己負担ですよ、2割。それからハウスの設置施工費ですか、これは北海道の支援だと思うんですが、これが5割。これらその自己負担に対する残り、自己負担ですね、自己負担に対する支援っていうのは何か方法はないのかどうなのか、伺いたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 自己負担が発生する分、例えば先ほど申しあげました国の補助事業活用して、町の補助が出て、残りの2割の部分につきまして、まだ先ほど壇上で申しあげましたけれども、北海道からまだ正式な回答はいただいているというふうなことがあります。ただその一方で、例えば今多くの方が心配いただいている新規就農者の自己負担っていうのが当然出てくるという部分でございますが、これにつきましても農協に確認したところ、国の制度資金っていうのがあるんですが、青年等就農資金って、これ無利息で12年間の償還で上限が3,700万円まで使えるというようなもので、これを使って充てたいというようなことで対応したいというお話はいただいているところでございますが、それ以外の自己負担の支援する部分につきましては、今のところちょっとないというか、確認できてない状況です。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 次に、この今回の災害に際しまして、町ですとか農協に対しまして、町内外からの寄附金が寄せられているというふう思うんですが、その状況についてお知らせいただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 町への寄附金についてでございますが、インターネットのサイトにふるさとチョイスというインターネットサイトがございます。こちらで寄附を募りまして、現在までのところ133件、267万3,963円、その他、町の口座で現金持って来たり、口座振り込みしたり、こちらのほうの寄附が36件、323万5,618円となっております。現在のところこれらを合わせますと169件で590万9,582円となっております。また農協への寄附につきましてでございますが、しずない農協につきましては約850万、三石農協につきましては約580万の寄附をいただいているということで聞いてございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) このハウスの件で最後の質問に移りたいと思いますが、今回の災害では新規就農者の方は二重債務を負うという状況にある方もいらっしゃると思います。ただその中で、今後もハウス栽培を継続すると意向を伺っております。ただ、この新規就農者の方の中で、どうしても新たな施設をつくる時に土地の形状ですとか、面積が余らないというふうなことで、同じ場所に作ることはできない。ある程度一定のハウス間隔も空けなければいけないという中で、要するにハウス内の圃場の整備をしなきゃならん。それに多額の経費がかかるという方もい

らっしゃるようです。このへんのケースがあると聞いてるんですが、この辺の圃場整備に対する財政支援というのは何かないのかどうか、伺いたいと思います。

○議長(福島尚人君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 今のお尋ねの方のケースにつきましては、ちょっとお聞きしてございまして、やはりこちらのこと、新規就農者の方の、やはり離農とかなんとかって結びつけないように、これまで頑張ってきてますと北海道さんとしてもそういうことも十分認識してございますので、この辺のお話も、私共としても日高振興局さんのほうにお伝えしていきたいということで考えてございます。

○議長(福島尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 何とか支援を受けられるように、これからも働きかけをしていただきたいというふうに思います。この件は終わりたいと思います。

それで次に、融雪・大雨時に恒常的に生じる河川等の氾濫対策の件で伺いたいと思いますが、河川等の氾濫対策につきましては早急に進めるということにしても、対象河川等の数も準用河川、町の場合、管理する河川、準用河川 35 河川、普通河川で 259 河川、合計で 294 河川、もちろん延長も長いということで、経費負担も多額になるということからすると、1年や2年でできるものでなくて、5年、10年もっとかかるんじゃないかというふうに思いますけれども、今後の氾濫対策をどのように考えてるのかを伺いたいと思います。

○議長(福島尚人君) 田中建設課長。

○建設課長(田中伸幸君) 河川の堆積土砂の対策につきましては、財源的に有利な事業もありませんので、限られた予算の中で対応していかなければならないと考えております。そのために河川氾濫のメカニズムを検証しながら、氾濫が起きる原因を探って、より効果的でより効率的な方法を考えた上で対応していきたいと考えております。

○議長(福島尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 町長に確認させていただいていいですか、町長。それで答弁にありましたけども、28年度で600万円の予算ですね、それから29年度で1,400万円、30年度で当初600万、今回2,000万。でこの2,000万っていうのは町長の公約である、早急に進めるということを考えて政策的に予算措置をすると、補正すると。こういうことなんです、答弁にありますように、かなり河川も多くて延長も長い、ところが土砂が埋積している。そのことによって災害が起きる危険性が大きい。いわゆるその予算措置をするということは防災、減債対策ということになると思うんですがね、そこで来年以降、今年追加しましたけど、そのへん町長はどのように予算措置考えているのか伺いたいと思うんですが。

○議長(福島尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 来年度以降の予算措置ということでございますけども、来年度以降につきましてはまだ私、何も考えておりませんが、制度として、そういう土砂災害の所に国の助成なり、道の助成なり、そういう制度が確立されてないというふうに感じてございます。それは財源措置につきましても、なかなか難しいところがあるということでございまして、どこの町でも河川から溢れてくる問題については、どの町長さんとお会いしても、皆さん困るというふうに聞いておりますので、やっぱりそういう町長さんたちとも十分協議しながら、国に対して財源措置を求めていく必要があるのかなというふうに思ってます。その中で限られた予算でございま

すけれども、予算編成の中でどれぐらいの予算を振り向けられるのか、振り向けることに、その振り向けるのは、どこに振り向けられるのかということは先ほど来、担当課長がお話ししていますとおり緊急性のあるような所、というところ見きわめながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長(福島尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 町費河川はもちろんですけれども、実はその実際に災害が起きて、河川が逸水するっていう、その道費河川、真沼津ですとかね、古川とか、それから鳧舞ですとかね、過去にあるわけですね。本当に大雨降ると、そういう状況になっている。ですから北海道に対して、町長は北海道職員でしたから、何とかその辺、その予算を確保していただいて防災、減災対策につながるようなことで働きかけをお願いしたいなというふうに思っております。

次にいきます。住宅新築リフォーム関係です。この住宅新築リフォームの助成事業、これは答弁にありました様に、私も一定の効果があったと、5年間で1億ぐらいですか、強ですね、あったと考えております。ですから、この今やっている新築マイホーム応援ギフト発行事業、合わせて担当も事業効果を検証すると言っていますから、その辺はよろしくをお願いしたいなというふうに思っております。

そこで、質問をいたしますけれども、このあり方検討について、これ池田議員の質問対しまして町長から答弁をいただいております。空き家対策あるいは商店街の空洞化、こういうものを含めて検討したいというふうにいただいております。そこで私はこういうふうに考えて、私が考えるんです。住宅新築は応援ギフト事業、これただ、今2年間でした、2年間で終わりかな。29、30年ですもんね。これを継続する。私が考えるんですよ、継続する。それからリフォームは新たに制度を設ける。こういう方向で検討するという事かなというふうに思っているんですが、これ私の思いだけなんですかね、町長のそのあり方検討っていうのは、検討の方向性っていうか、考え方っていうことで答弁をお願いしたいと思います。

○議長(福島尚人君) 田中建設課長。

○建設課長(田中伸幸君) 住宅新築リフォームの助成の在り方については、既に担当課であります建設課のほうに町長から指示を受けております。議員がおっしゃるとおり現在実施している応援ギフト事業と新たにリフォーム補助制度を設けるという考え方もあるとは思いますが、市街地における空洞化対策や空き家対策を踏まえながら、どのような制度を設けるとよいかというのも総合的に判断して、いろいろなパターンでシュミレーション行いながら、今後検討していきたいと考えております。

○議長(福島尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) それでこの在り方検討につきましては、実は答弁の中で将来に向けて検討するという答弁をいただいております。ただ、同僚議員対して町長はもう少し前向きな答弁を、私したんでないかというふうに思っているんですよ。将来向けてじゃなくて、将来っていうのはもう何年なるかわかりませんからね、任期4年ですから。その任期4年の将来ったら、3年か4年後になるのかもしれませんが、その辺がちょっと、町長のその何て言うんですか、前向きな答弁とちょっと後退したんでないかなというふうに私感じたもんですから、町長は早急に検討を進めるという事項で、今この新築リフォーム、公約しておりますので、ある程度その今年度中ですか、その方向性を出すべきでないか、できれば来年の予算化をする。政策的予算として予算化

をするというぐらいの考え方を持つべきでないかなというふうに私は思うんですけど、町長の見解をお願いしたいと思います。

○議長(福島尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) リフォームの、新築リフォームの関係のご指摘についてでございますけども、お気持ちとしては、木内議員がお話ししたとおり、私もそのような気持ちであります。ただ、これにつきましては、かなり難しい仕組みとして、作る上でかなり難しい問題もございますので、来年度の政策予算にですね乗せられるかどうかということを今この場で、はっきりお約束することはできません。しかしながら遠い将来という認識もございませんので、その辺はしっかりと、空き家、まずは空き家の状況がどのようになってののかというものも踏まえて、それになおかつ、そこにどういうふうに連結させて機能させるか、これは新しい仕組みを作るというふうに僕思っておりますので、そういう面で申しますと、皆様、関係する皆さんともご相談しながらということになりますので、この場で、何年にどうするということはお約束できませんけども、早くに実施したいというふうに考えてございます。

○議長(福島尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) どうぞよろしくお話ししたいと思います。

それで次に、最重点政策課題、これについて町長からご答弁をいただきました。ありがとうございます。これについては、今回の同僚議員の一般質問でも、財政問題はありませんでしたけれども、JR問題ですとか、それからショッピングプラザの1階ですか、マルシェの関係ですとか、これ質問がありましたので、町長も最重点政策課題とこれ認識しているっていうことで再確認なんですけど、よろしいですか。

○議長(福島尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 町におけます課題というのは、数限りなくあるというふうに思っております。その中で何を最重点課題とするかっていうのは、なかなか難しい問題がございます。ただ、ご質問にありましたこの3点について、これ重要な問題だというふうに私、認識しております。何をやるにも、まずは財政を健全化させていくということが何より必要でございますので、本当の意味での最重点課題ということをご質問の趣旨だとすれば、財政の健全化だというふうに考えてるところでございます。

○議長(福島尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 私も町長と全く同じ考えを持ってまして、今現状で財政を健全化する、立て直す、これがもう一番の課題だと思っております。現に、町長の答弁にありましたけど、要するにその30年度の予算を繰上充用する。29年度の予算に食うわけですからね。そしたら30年度予算をどうなるんだと。30年度当初予算にしても結局、特別会計一部、一部特別会計ですか、これ繰り出ししてません。抑えているわけです。会計によっては1億5,000万とか2億とかね。そうすると30年度の予算を最終的にどうまとめるのか、大変なことだと私は理解しております。そこで町長が公約している中で、事務事業の見直しですとか、町民に対する丁寧な説明、こういうことはありますけれども、財政の健全化については、いまずぐ何らかの行動を起こさなければ来年度の予算編成に影響してくる。できるかどうかわからない。そんな状況には私はあると思っております。そこで町長が公約している事務事業の見直し、それと丁寧な説明、具体的にどのようにして取り組んでいくのか、町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長(福島尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 先ずは、今のご質問に対してお答えいたしますけども、先ずは町民の皆様に財政の状況がどういうふうにあるのかということをお聞きいただく必要があると思います。財政を建て直すということになりますと、かなり、言葉、表現がどうかは別にしまして、荒業を使わなきゃならない場面が出てくるかと思えます。そうすると町民の皆さんに、かなりのご負担を強いることになるというふうに判断してございまして、私は先ずは町民の皆さんに、数多くの皆さんに町の財政がどのような状況なのかということをお知らせしたいというふうを考えておまして、財政当局のほうには、私就任してすぐのころでございまして、そういう資料をつくって、早めに皆さんにわかるようにしてほしいというお願いをしているところでございまして、そういう中で事務処理をどうやって見直すんだというお話だと思えますけれども、私、事務事業の見直しにかかる、行政的なコスト、中の作業を考えた場合に、必ずしもそれがいいのかどうかというのには疑問を持っております。これからいろんな場面で補正予算なども含め、いろんな検討が日々されてくるわけでございまして、その日々の中で疑問を持っていただきながら、しっかりと事務事業、自分たちのやってる事務事業を見つめ直していただきたいというふうな考えているところでございまして。

○議長(福島尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) その辺はよろしくお願ひしたいと思います。非常に私、心配しておりますので。それで、もう1点町長にこの最重点政策課題。私、3点申し上げました。実はまだ私、思っているのがあるんですね。それは何かというと教育関係なんですけど、これ通告してませんので、質問ではありません。このことに対する質問はしません。

○議長(福島尚人君) 簡単に言ってください。

○15番(木内達夫君) 簡単にね。教育関係での1番の課題は、要するに学力の向上対策どうするか。これも大きな課題だというふうに思っています。それはそれとして、実は町長の公約、それから所信表明。この中に今、私が述べたもの、私は最重点課題だと。これがほとんど触れられていない。恐らく選挙前の公約は、2カ月経って、いろんな担当部署からヒアリングをする、聞く、提案事項だとか課題、問題聞いてると思います。その中で所信表明を作ったと、そこに触れられていないという何か理由があれば、町長。

○議長(福島尚人君) 木内君、だめです。だめです。

○15番(木内達夫君) わかりました。それはしません。議長がだめだって。

それじゃ、次にいきます。それではですね、JR問題、これはいいですね。それでJR問題と地域公共交通関係、私、重要課題と申し上げました。実は町長は選挙前の1月8日ですか、公開討論会で地域公共、JRの関係で、質疑っていうか、コーディネーターから質問あって、その時に、地域公共交通体系これは最も重要なんだという言葉をお述べておられます。この関係について、実は従前からこの町内の公共交通をどうするか、地域公共交通体系をどうするか検討してきていますけれども、なかなか難しく、ですね方向性も出ていない状況にあります。この点について町長どのように対応しようとしているのか伺いたいと思います。

○議長(福島尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 公開討論会のときに、私が何を言ったのかということは申し訳ございませんけども事細かく覚えてないわけですが、ただ地域交通につきましては、私、気持ちはそ

の時点からずっと変わってないつもりでございますので、表現はちょっと変わるかもしれませんが、基本的には町内における交通網っていうのは、合併してかなり広い町になってございまして、沢も何本も走っておりますし、そちらのほうにお住まいの方々もたくさんいるわけでございます。そういう方々の足をどう考えるのか、どうするのかっていうのはこれ非常に大切な問題だというふうに思っております。そういう意味で、それを地域交通のあり方という表現をさせていただいたと思っております。JR問題とはですね別に、そこの辺についてはきちっと考えなきゃならない。考えた上で、JRの問題と連結するところがあるのであれば、そこはくっつけてまた考えなきゃならないというふうに考えておるところでございます。この問題につきましては企画課のほうで所掌していろいろと考えております。考えてもらっておりますけれども、やはり議員おっしゃったとおり、かなり難しい問題があると。あるいは、専門家が技術的に、どういうふうに考えたらいいんだっていう専門家がいらないということもありますので、そういう専門家の皆様のお知恵も拝借しながら、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) それでは次に移ります。合葬墓の整備について再質問をさせていただきます。合葬墓の整備、私これもう4回目ですから、本当に皆さんご承知だと思いますが、28年度の答弁でもありました、28年度の行政評価では、財源確保等の課題によって不採択、こうなりました。29年度の評価では採択になったんですが、いずれにしても財源問題があると。私も、実は過去の一般質問で、この種の事業、この種の事業っていうのは墓地をつくるっていう事業ですね。これについては財源、その措置の制度ないんだろうなというふうに考えておりました。ところが先進事例で一般単独事業債、いわゆる地方債の発行すると一般単独事業債等の地方債を発行して整備しているところがあるんですね。となると我が町も仮に事業をやるとすれば、起債の借り入れでできるというふうに思うんですが、その辺はいかがかお伺いしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 財源の関係ですので私のほうからご答弁させていただきます。先進地のお話は先ほど木内議員のご質問の中にも各町でやってるところはあるというのは、うちも承知しておりますけれども、本来、こういう墓地とかっていうのは起債を借りてやるのではなくて、使用料で賄うべき施設だというふうに考えております。それで29年度の行政評価の中でも、事業的には必要性はあるとこういう判断をしているところでございますけれども、この合葬墓をやる上で、どれだけの使用料をいただくかというところをまず計算していかなければならないということ、それから個人の墓地であれば個人が維持管理をしていきますけれども、合葬墓になりますと町が維持するのか、それとも組合等でつくって維持するのか、その維持費はどうするのかというところを議論していかなければならないということで、そういう意味で財源をどうするかっていうところが今、課題になっておるところでございますので、これにつきましては、その辺の協議が整えば、時期の問題はちょっと私のほうから答弁できませんけれども、実施に向けて進んでいく部分、進んでいくのではないかとというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) それで、あの道内の先進事例を担当もおさえてると思うんですけれども、大体その事業費もばらばらですね。収容規模もばらばらなんです。だいたい平均しているのが、市で2,000から3,000、使用規模ですよ。我が町が1,600なんです。事業費は500万。こ



れからも具体的に検討する段階で、その 1,600 体が適正規模なのかどうか、これから人口も減っていくということもあって、その辺は十分検討いただければありがたいかなというふうに思っております。それで財源のことで申し上げますと、仮に一般単独借りたときに、それがいいかどうかちょっとわかりませんが、500 万であれば 370 万円起債借りて、130 万一般財源ですよ。370 万を恐らく銀行縁故債、我が町ですと北洋から 370 万借りる、10 年で償還する。1 年、37 万と、こうなりますよね。で、使用料をいただく。使用料は仮に 500 万かかったら、500 万のかかった経費、事業費、これを例えば 1,600 体で割り返す。それにプラス維持管理料を賦課する。そうすると 3,000 円から 5,000 円ぐらい。私の計算ですよ、計算上。で、1 年で 50 体、5,000 円だとして 25 万入る。そうすると 10 年間の 37 万償還の 25 万は使用料で充てる。残り 12 万、毎年度利息、恐らく今低いですから、0.5 パーセント、0.6 パーセントだとすれば、数万円しかないんですよ、利息は。ですから 1 年間の負担は 10 数万で済むと。それで出来上がるっていうことになるんですね。っていうことですから十分、事業費 500 万ってちょっと無理かなって私、個人的に素人ですけども思うんですけども、事業費、収容規模、それから、もちろん使用料、維持管理どうするか、この辺も十分検討していただいて、できれば町民の声が多いですから、進めていただければありがたいなというふうに思います。そこで、最後に町長にお聞きしますけれども、前町長のときに 3 回、私質問させていただきまして、何とか整備に向かって今、進んで来ている段階、整備っていうのは、行政は継続性がありますから、そういう中で今回代わられたわけですけども、この合葬墓の整備、町民が強く望んでいる。町長の見解を伺い、そしてこれで終わりたいと思います。町長どうですか。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 合葬墓につきまして、私も懸案事項のときにお聞きして、ああ、そういうニーズがあるんだというふうに改めて認識したところでございます。今、担当課長から財源の問題も含めましていろいろと検討しているということをお答えさせていただいております。必要性については皆さんのニーズもあるということでございますので、行政の継続性という問題とは別に、私としては必要性があるというふうに担当職員からの聞いておりますので、私、そのところはそういうふうに認識しております。そういう中で今、仕組みですとか財源の問題、これを早急に進めまして、できるだけ早く整備に向けて進んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 15 番、木内君。

○15 番(木内達夫君) とにかく、私、1 期目の懸案でありまして、町民も望んでおりますので、町長ぜひ早目に、早く実現できるように、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長(福嶋尚人君) 以上をもって、一般質問を終結いたします。

暫時休憩します。10 分程度休憩します。

休憩 午前 10 時 49 分

---

再開 午前 11 時 02 分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎行政報告(追加)

○議長(福島尚人君) 日程第3、行政報告の申し出がありますので、これを許します。  
町長。

[町長 大野克之君登壇]

○町長(大野克之君) 行政報告を申し上げます。

資料にありますとおり、工事の仮契約についてでございます。1件の工事に係る入札を行いまして、仮契約を締結いたしました。入札の結果等につきましては、下段の表のとおりでございます。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長(福島尚人君) 行政報告の質疑については、初日の行政報告とあわせて議案審議後といたします。

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第4、議案の第8号 平成30年度新ひだか町一般会計補正予算(第2号)から議案第13号 平成30年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第1号)までの6件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

藤沢総務課長。

[総務課長 藤沢克彦君登壇]

○藤沢総務課長 ただいま上程されました議案第8号から議案第13号についてご説明いたします。なお、議案第12号及び13号については、担当課長及び事務長からご説明いたします。

議案第8号から議案第13号までは各会計の補正予算でございます。今回上程いたします補正予算の概要でございますが、3月定例会で議決をいただきました平成30年度の新ひだか町の各会計予算でございますが、4月に町長及び町議会議員選挙が控えておりましたので、政策的経費に係る予算計上は極力避けまして、人件費や補助費等の必要最小限の経費を計上する、いわゆる骨格予算編成としておりました。今回、この骨格予算に政策的経費や新規事業等を加える肉づけ予算の編成となっております。今回上程する補正予算をもって、平成30年度の実質的な本予算にしようとするものでございます。

また、例年この6月の定例会において補正を行なっております人事異動等によりまして人件費の精査や緊急的に実施する必要がある施設の修繕等についてもあわせて追加計上してございます。

初めに、別冊資料 平成30年度(6月補正予算)予算説明資料により、総括についてご説明いたします。1ページをお開きください。

平成30年度(6月補正予算後)各会計予算総括表でございます。一般会計でございますが、平成30年度(6月補正予算後)で143億3,627万3,000円ございまして、前年度と比較して17億2,757万1,000円、10.8パーセントの減となっております。特別会計等では、国民健康保険特別会計ほか4特別会計、及び水道事業会計ほか1事業会計で90億7,971万円ございまして、前年度と比較して7億4,155万7,000円、7.6パーセントの減となっております。全会計総額では234億1,598万3,000円で前年度と比較し、24億6,912万8,000円、9.5パーセントの減となりました。なお、2ページ、3ページ、平成30年度(6月補正予算後)一般会計歳入歳出款別内訳表を、4ページ、5ページは、同じく一般会計性質別歳出構成表。6ページ、7ページは、一般会計性質別目的別歳出分類表。8ページ、9ページは、一般会計目的別内訳表を掲載しております。説明は省略を

させていただきますので、後ほどごらんいただきたいと思います。なお、10 ページ以降は、今回の補正予算に係る事業概要でございます。こちらは事項別明細書とあわせてごらんいただきたいと思います。

続きまして、人件費について、総括的にご説明をいたします。平成 30 年度当初予算に係る人件費は、平成 29 年 9 月現在の現員現給で予算計上させていただいておりますので、今回、新規採用や退職者などの人事異動等についての整理を行っております。会計総体でご説明いたしますが、正職員は 1 名増の 458 名となりましたが、人件費の補正額は 7,736 万 8,000 円の減額となりました。内訳でございますが、給与改定等の増や勤勉手当の支給率の増、共済組合負担金の負担率の増などの増加要因がございましたが、職員の採用退職による給与費の減、及び退職手当組合負担金の負担率の減などの要因が大きく影響しましたことから、減額補正となっております。次に、嘱託職員、臨時職員及びパート職員でございますが、職員数は 6 名減の 405 名となりましたが、人件費の補正額は 1,290 万 3,000 円の増となっております。内訳でございますが、報酬及び賃金においては、職員数の減による影響がございましたが、社会保険料や等級の変更による増、報償費において、嘱託職員の昇給及び嘱託医師の採用による要因が大きく影響したことから、増額補正となっております。この結果、人件費全体では、6,446 万 5,000 円の減額となっております。なお、この後の議案の説明の際、人件費の整理に基づく項目につきましては、詳細な説明は省略をさせていただきます。また、各会計の歳出事項別明細書の最後に、給与費明細書を添付しておりますが、こちらにつきましても説明は省略いたしますので、後ほどをごらんいただきたいと思

います。それでは、議案の説明をさせていただきます。補正予算の議案は、別冊となっております。

議案第 8 号は、平成 30 年度新ひだか町一般会計補正予算(第 2 号)でございます。平成 30 年度新ひだか町の一般会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 7,198 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 143 億 3,627 万 3,000 円にしようとするものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第 2 条は、地方債の補正でございます。地方債の追加及び変更は「第 2 表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは歳出の事項別明細書により説明をいたします。一般 12 ページをお開きください。

3 歳出でございます。1 款、1 項、1 目議会費は、人件費のみの補正でございます。説明は省略をいたします。

13 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では、3,745 万 7,000 円を減額し、6 億 8,376 万円にしようとするものでございます。人件費の整理のほか、事業目 5、職員研修経費でございますが、200 万円の追加でございます。備品購入費でございます。パーソナルコンピュータの購入を行おうとするもので、職員のスキルアップを目的といたします研修時に利用することを主目的として購入しようとするものでございまして、これ以外、研修以外についても確定申告相談業務や選挙事務などにも貸し出しする予定でございます。

14 ページにまいりまして、4 財産管理費では、1,497 万 3,000 円を追加し、1 億 3,238 万 6,000

円にしようとするものでございます。人件費の整理のほか、事業目 1、静内庁舎管理経費、1,477 万 5,000 円の追加でございますが、静内庁舎の電話設備及び放送設備の老朽化に伴う更新事業でございまして、これに合わせまして電話交換操作卓の経費が高額になること、また、電話のたらい回しなどを防ぎ、住民サービスの向上を図るため、各課直通の電話いわゆるダイヤルイン化も導入しようとするものでございます。財源でございますが、静内庁舎改修事業債を 1,320 万円充当をしております。

5 目車両管理費、15 ページ、2 項徴税費、1 目税務総務費、16 ページにまいりまして、2 目賦課徴収費は、人件費のみの補正でございますので、説明は省略させていただきます。3 項、1 目戸籍住民基本台帳費は、78 万 9,000 円を減額し、4,215 万 8,000 円にしようとするものでございます。人件費の整理のほか、事業目 2、戸籍住民事務経費でございますが、13 節委託料、住民記録システム改修業務委託料でございまして、住民票やマイナンバーカード、転出証明書等に旧姓を記載するためのシステムの改修に係る経費を追加しております。財源でございますが、社会保障番号制度システム整備費補助金、国庫補助金でございますが、388 万 8,000 円を充当しております。

17 ページ、4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費、18 ページにまいりまして、5 項統計調査費、1 目統計調査総務費、6 項、1 目監査委員費、19 ページにまいりまして、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、下段いきまして、2 目障がい者福祉費、20 ページにまいりまして、4 目生活館費、5 目国民年金事務費、21 ページ、7 目老人支援費、22 ページにまいりまして、8 目老人福祉施設費につきましては、いずれも人件費の整理でございますので、説明は省略いたします。

23 ページ、9 目医療給付費では、30 万 1,000 円を追加し、1 億 2,591 万 4,000 円にしようとするものでございます。事業目 6、医療給付事務経費でございますが、13 節委託料、福祉医療システム改修業務委託でございまして、福祉医療費の助成等に係る医療費請求事務について、診療報酬明細書、いわゆるレセプトとの併用化が実施されることとなったため、それに対応するシステムの改修に係る経費を追加しております。財源でございますが、医療給付事業事務費補助金、道補助金でございますが、こちらを 15 万円充当しております。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、24 ページにまいりまして、3 目児童福祉施設費、27 ページまで飛びまして、4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費は、人件費の整理でございますので、説明は省略いたします。

3 目環境衛生費では、371 万 4,000 円を減額し、9,190 万円にしようとするものでございます。人件費の整理のほか、事業目 9、簡易水道事業特別会計繰出金でございますが、内容につきましては、簡易水道事業特別会計補正予算でご説明をいたします。

28 ページにまいりまして、4 目保健活動施設費、29 ページ、5 目保健活動費、30 ページにまいりまして、6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、2 目農業総務費は、人件費の整理でございます。説明は省略いたします。

31 ページにまいりまして、3 目農業振興費では、8,380 万 4,000 円を追加し、1 億 5,779 万 2,000 円にしようとするものでございます。人件費の整理のほか、事業目 2、農業後継者対策事業でございますが、新規就農促進対策事業補助金でございまして、新規就農者支援のため、農地の賃借料や購入した農地に係る固定資産税などを助成するための経費を追加しております。

事業目5、農業振興助成事業でございますが、2点ございまして、一つは、特別栽培米良食味生産安定対策事業補助金でございまして、万馬券の特別栽培米作付面積の割合を拡大するため、土壌改良剤等の購入を助成するための経費を追加してございます。もう一つは、施設園芸作物土づくり支援事業補助金でございまして、新規就農者の収入確保と安定した経営に寄与するため、有機肥料の購入費助成のための経費を追加してございます。

32 ページにまいりまして、事業目7、花卉野菜生産体制強化対策事業でございますが、農業振興施設等整備事業補助金でございます。花き、アスパラ、ミニトマトなどの生産拡大、軽種馬からの事業転換、農業後継者の経営安定などを目的に施設整備に対して助成するための経費について追加しております。財源につきましては、地域づくり総合交付金、道補助金でございますが、3,710 万円を充当してございます。

さらには、事業目8、大雪復旧支援対策事業でございますが、大雪復旧支援対策事業補助金でございまして、本年2月5日、6日の大雪によるビニールハウス等の被害に係る農協への復旧支援のための経費を追加してございます。

4目農業施設費、33 ページ、6目畜産施設費、7目和牛センター運営費は、人件費の整理でございます。説明は省略いたします。

34 ページにまいります。8目農地費では、1,038 万 4,000 円を追加し、1 億 556 万 7,000 円にしようとするものでございます。事業目5、農業用施設管理経費でございますが、2点ございます。一つは、上豊畑営農用水施設整備改修事業でございまして、  
??ゆうりゆうけい??  
塩素濃度制御盤が使用できない状況となっていることから、これらを修繕するための経費と、近年の大雨により、ろ過砂の表面清掃回数が増加したことによりまして、ろ過砂が大きく減少していることから、これを交換するための経費を追加してございます。もう一つは、川合地区の採草地への浸水被害を防止するため、使用排水路の機能安定を図るための経費を追加してございます。財源でございますが、地域づくり総合交付金、道補助金でございますが、221 万 4,000 円を充当してございます。

2項林業費、1目林業総務費は、人件費のみの整理でございます。説明は省略いたします。

35 ページ、2目林業振興費では、1,629 万 5,000 円を追加し、5,032 万 7,000 円にしようとするものでございます。事業目5、林業施設管理経費でございますが、橋梁点検業務委託料でございまして、国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、橋梁長寿命化計画の個別計画の策定が義務づけられたことから、計画策定のため、林道橋17橋の診断・点検を行うものでございます。財源でございますが、農村漁村地域整備交付金、道補助金でございますが、703 万 8,000 円を充当しております。

また、事業目6、林業振興事務経費でございますが、林地台帳整備業務委託でございまして、森林法の改正により、所有者や地目、面積等を記載した台帳の整備がこちらにも義務づけられたことから、林地台帳を整備するための経費を追加してございます。

3項水産業費、1目水産業総務費は、人件費のみでございます。説明は省略いたします。

36 ページにまいります。2目水産業振興費では、360 万円を追加し、1,760 万 1,000 円にしようとするものでございます。事業目4、水産振興団体助成事業でございますが、2点ございます。一つは、外来船誘致対策事業補助金でございまして、イカ釣り外来船誘致による水揚げ量の増加のため、各種取組を実施しております三石外来船誘致推進協議会へ補助するための経費を追加し

てございます。もう一つは、栽培漁業施設機能強化事業補助金でございまして、シシャモの海水による育成放流技術確立による資源増大と、漁業経営安定化を目的として東静内栽培センターの出水送水ポンプ棟の整備を行う漁業協同組合へ補助するための経費を追加してございます。財源でございますが、地域づくり総合交付金、道補助金になりますが、220万円充当してございます。

37 ページ、7 款、1 項商工費、1 目商工総務費は、人件費のみの整理でございます。説明は省略いたします。

3 目観光費は、234 万 6,000 円を追加し、2,586 万 5,000 円にしようとするものでございます。人件費の整理のほか、事業目 4、夏まつり実施事業。

同じく 38 ページにまいりまして、事業目 5、蓬萊山まつり実施事業でございますが、各まつりを実施するため、実行委員会に交付するための経費を追加してございます。4 目観光施設費、39 ページ、8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費は、人件費の整理でございます。説明は省略いたします。

2 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費は、1,067 万 8,000 円を追加し、2,972 万円にしようとするものでございます。

40 ページになりますが、人件費の整理のほか、事業目 2、道路用地管理経費でございます、御幸 6 丁目 1 号線について、道路排水の ？？りゅうまつ？？ の用地が未処理となっていることから、当該用地を購入するための経費を追加してございます。また、道路占用物件調査業務委託でございますが、国から譲与を受けました町道入船中央線の旧道路敷地に存在する豊作物等の占用物件について、調査整理占用処理の手続を行うための経費を追加してございます。

3 目道路新設改良費は、3,260 万円を追加し、2 億 9,046 万円にしようとするものでございます。事業目 2、町道整備事業でございますが、駒場 2 号線、末広 2 号線の 2 路線の改良舗装事業に係る経費を追加しております。財源でございますが、町道整備事業債 1,610 万円を充当しております。また、北海道が実施します、真沼津川の河川改修に伴い、町道にもその影響が生じますが、その影響部分については、北海道が負担をすることとなります。今回影響が生じる 2 路線については、グレードアップするため、グレードアップに必要な本町の負担分について、経費を追加してございます。財源でございますが、2 級河川真沼津川改修事業債 460 万円を充当してございます。

さらには、事業目 4、舗装改修事業でございますが、緑中央線の舗装改修事業に係る経費を追加しております。財源でございますが、町道整備事業債を 950 万円を充当してございます。

41 ページ、3 項河川費、2 目河川改良費は、2,034 万 9,000 円を追加し、9,166 万 7,000 円にしようとするものでございます。人件費の整理のほか、事業目 1、河川管理経費でございますが、河川埋塞土除去工事でございますが、近年の大雨により河川の ？？かしょう？？が ？？まいそく？？ しており、河川の氾濫により道路や住宅地などが冠水するおそれがあることから、土砂の除去を行うための経費を追加してございます。

3 目排水機場管理費、42 ページにまいりまして、4 項都市計画費、1 目都市計画総務費は、人件費の整理でございます。説明は省略いたします。

2 目公園費は、203 万 6,000 円を追加し、5,236 万 2,000 円にしようとするものでございます。

43 ページになりますが、人件費の整理のほか、事業目 2、公園整備事業でございますが、13 節委託料、公園施設改築等調査設計業務委託でございまして、真歌公園の展望台の改築に伴う調

査設計に係る経費を追加しております。財源でございますが、社会資本整備総合交付金、国庫補助金でございますが、こちらを100万円を充当してございます。

5項住宅費、1目住宅管理費は、179万6,000を追加し、1億1,385万9,000円にしようとするものでございます。人件費の整理のほか、企業目2、公営住宅管理経費でございますが、22節補償補填及び賠償金、公営住宅転居に係る移転補償でございます。用途廃止を予定しております。静内目名団地の公営住宅の入居者に対しまして、移転費用を補填するための経費について、追加をしてございます。財源でございますが、社会資本整備総合交付金、国庫補助金でございますが、34万5,000円を充当してございます。

44ページにまいりまして、2目住宅建設費では、2,010万円を追加し、2,308万3,000円にしようとするものでございます。事業目1、公営住宅建設事業でございますが、13節委託料、静内柏台団地公営住宅等建設実施設計業務委託でございます。静内柏台団地公営住宅の更新に係る経費について追加してございます。財源でございますが、社会資本整備総合交付金、国庫補助金を1,005万円、公営住宅建設事業債を1,000万円をそれぞれ充当してございます。

9款、1項、1目消防費では、291万6,000円を追加し、6億4,120万2,000円にしようとするものでございます。事業目1、日高中部消防組合負担金でございますが、日高中部消防組合が実施いたします事業に係る、こうせい町の負担金でございます。内容につきましては、消防緊急通信指令システムの蓄電池の交換に係る経費になっております。2目災害対策費では、621万4,000円を追加し、2,671万4,000円にしようとするものでございます。人件費の整理のほか、事業目2、防災行政無線経費でございますが、2点ございます。一つは、防災行政無線デジタル化整備事業基本設計業務委託でございます。現行のアナログ方式の無線放送が平成34年11月末で使用できなくなることから、デジタル方式への移行が必要であるため、また、地方全体の情報伝達についても再検討する必要があることから、これらの調査等に係る経費について追加してございます。財源でございますが、まちづくり基金繰入金を300万円充当してございます。もう一つは、全国瞬時警報システム設備改修事業でございます。本システムは、広域的に影響が及ぶ地震の多発、気象庁から発信される特別警報、北朝鮮の弾道ミサイルの発射など、時間的に余裕のない緊急事態の発生を瞬時に伝えるものですが、既に処理できる能力が限界に達している状況から、国が平成31年度から新システムに移行するため、これに対応するための改修を行う経費を追加してございます。財源でございますが、全国瞬時警報システム設備改修事業債を240万円充当してございます。

47ページにまいります。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、48ページにまいりまして、2項小学校費、1目学校管理費、49ページ、3項中学校費、1目学校管理費、50ページにまいりまして、4項社会教育費、1目社会教育総務費は、人件費の整理でございます。説明は省略いたします。

51ページ、2目公民館費では、421万円を追加し、3,724万6,000円にしようとするものでございます。人件費の整理のほか、事業目2、公民館管理経費でございますが、15節工事請負費、公民館大規模改修でございます。今年度はロビー上部の天窓の改修を実施するための経費について追加しております。財源でございますが、公民館大規模改修事業債390万円を充当しております。

3目文化財保護費では、869万1,000円を減額し、2,772万3,000円にしようとするものでござ

います。人件費の整理のほか、事業目 2、郷土文化事業でございますが、平成 30 年度アイヌ工芸品展「キムンカムイとアイヌ」の開催に係る経費について追加をしてございます。財源でございますが、団体等旅費負担金、諸収入でございますが、41 万 7,000 円を充当してございます。

52 ページにまいります。5 目図書館費では、1,251 万 9,000 円を追加し、7,408 万 9,000 円にしようとするものでございます。こちらも人件費の整理のほか、事業目 2、図書館運営事業でございますが、18 節備品購入費、図書の購入について追加してございます。財源でございますが、図書館寄附金を 200 万円充当してございます。

53 ページ、5 項保健体育費、1 目保健体育総務費、54 ページにまいりまして、2 目保健体育施設費、55 ページ、3 目乗馬施設費、同じく 6 項、1 目学校給食費は、人件費の整理でございます。説明は省略いたします。

56 ページにまいりまして、13 款諸支出金、1 項、1 目基金費では、800 万円を追加し、3 億 6,683 万 4,000 円にしようとするものでございます。事業目 1、各種基金積立金でございますが、まちづくり基金積立金でございまして、文化振興資金としてご寄附をいただいたものを受納いたしました。活用方法が具体的に決定していないことから、一旦、まちづくり基金に積み立てようとするものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入の説明をいたします。

一般 7 ページをお開きください。2、歳出でございます。歳入の事項別明細書につきましては、一般 7 ページから 11 ページのとおりでございます。歳入の説明につきましては、歳出の説明時に充当財源としてご説明してまいりましたので、詳細な説明は省略をさせていただきます。後ほどごらんいただきたいと思います。

なお、今回の補正予算の収支調整でございますが、10 款、1 項、1 目、1 節地方交付税で、3,488 万 5,000 円の追加で行っております。このうち、3,677 万 1,000 円につきましては、歳出で説明いたしました、6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業振興費、大雪復旧支援対策事業補助金の財源といたしまして、特別交付税の要望をすることとして見積もってございます。

歳入につきましては、事業費等が確定いたしましたら、精査をさせていただきたいと考えておりますのでご理解願います。

以上で歳入の説明を終わります。

一般 4 ページにお戻りください。「第 2 表 地方債補正(追加)」でございます。

起債の目的及び限度額でございますが、静内庁舎改修事業債 1,320 万円、二級河川真沼津川改修事業債 460 万円、公営住宅建設事業債 1,000 万円、公民館大規模改修事業 390 万円、全国瞬時警報システム設備改修事業債 240 万円。起債の方法は、普通貸借または証券発行。利率及び償還の方法は、文言記載のとおりでございます。これにより、地方債の限度額を 10 億 5,290 万円にしようとするものでございます。

次に、「第 2 表 地方債補正(変更)」でございます。

町道整備事業債、補正前限度額 2,240 万円を補正後の限度額 4,800 万円にし、地方債の限度額 10 億 5,290 万円に、2,560 万円を追加し、10 億 7,850 万円にしようとするものでございます。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして議案第 9 号の説明に入ります。



ブルーの間紙の次のページをお開きください。議案第9号は、平成30年度新ひだか町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)でございます。平成30年度新ひだか町の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,537万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億2,448万1,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございまして、地方債の変更は「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは歳出の事項別明細書よりご説明いたします。

簡水7ページをお開きください。3、歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、人件費の整理でございます。説明は省略をいたします。

2款簡易水道事業費、1項管理費、2目建設改良費では、2,480万円を追加し、2,404万4,000円にしようとするものでございます。事業目1、簡易水道整備事業でございますが、三石美野和地区の排水管の敷設事業と三石富沢地区の浄水場の塩素滅菌設備の更新に係る経費について、追加をしております。財源でございますが、水道施設整備事業債を同額充当しております。

以上で歳出の説明を終わります。

簡水6ページをごらんください。2、歳入でございます。歳入の説明につきましては、歳出の説明時において、充当財源として説明しておりますので、詳細な説明は省略をさせていただきます。なお、今回の補正予算の収支調整でございますが、4款繰入金、1項、1目、1節一般会計繰入金におきまして、基準外繰入分を減額し、それでもなお財源が超過していることから、本会計の主たる収入であります2款使用料及び手数料、1項使用料、1目、1節水道使用料を減額しまして、収支調整を図っております。

以上で歳入の説明を終わります。

簡水3ページにお戻りください。「第2表 地方債補正(変更)」でございます。

水道施設整備事業債、補正前限度額5,890万円を補正後限度額8,370万円にし、地方債の限度額5,890万円に2,480万円を追加し、8,370万円にしようとするものでございます。

以上で簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第10号についてご説明をいたします。

黄色い間紙の次のページをお開きください。議案第10号は、平成30年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算(第2号)でございます。平成30年度新ひだか町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,253万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11億8,629万4,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございまして、地方債の追加及び変更は「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは歳出の事項別明細書よりご説明をいたします。

下水道7ページをお開きください。3、歳出でございます。1款、1項下水道費、1目一般管理費、2目施設管理費は、人件費の整理でございます。説明は省略させていただきます。

8ページにまいります。3目下水道建設費では、6,241万6,000円を追加し、1億4,045万5,000円にしようとするものでございます。人件費の整理のほか、事業目1、公共下水道整備事業でございますが、汚水管渠の実施設計に係る経費、静内終末処理場改築に伴う実施設計及び耐震診断に係る経費、木場町ポンプ場のポンプ増設のための実施設計に係る経費を追加してございます。財源でございますが、社会資本整備総合交付金、国庫補助金でございますが、こちらを2,660万円、公共下水道事業債を1,130万円を充当しております。

また、事業目2、特定環境保全公共下水道整備事業でございますが、マンホールポンプ場更新に伴う実施設計に係る経費を追加してございます。財源でございますが、こちらも社会資本整備総合交付金、国庫補助金を290万円、特定環境保全公共下水道事業債を390万円を充当してございます。

以上で歳出の説明を終わります。

下水道6ページにお戻りください。2、歳入でございます。歳入の説明につきましては、歳出の説明時において、充当財源として説明をしてまいりましたので、詳細な説明は省略をさせていただきます。なお、今回の補正予算の収支調整でございますが、本会計の主となる収入であります、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、1,783万4,000円の追加で行っております。

以上で歳入の説明を終わります。

下水道3ページにお戻りください。「第2表 地方債補正(追加)」でございます。

起債の目的及び限度額は、特定環境保全公共下水道事業債390万円。起債の方法は、普通貸借または証券発行。利率及び償還の方法は、文言記載のとおりでございます。これにより地方債の限度額を2,270万円にしようとするものでございます。

次に、「第2表 地方債補正(変更)」でございます。

公共下水道事業債、補正前限度額1,880万円を補正後限度額3,010万円にし、地方債の限度額2,270万円に1,130万円を追加し、3,400万円にしようとするものでございます。

以上で、水道事業特別会計予算の説明を終わります。

次に、議案第11号についてご説明をいたします。

ピンク色の間紙の次のページをお開きください。

議案第11号は、平成30年度新ひだか町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)でございます。平成30年度新ひだか町の介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,010万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億3,976万9,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは歳出の事項別明細書よりご説明をいたします。

介サ8ページをお開きください。3歳出でございます。1款、1項特別養護老人ホーム費、1目静寿園運営費、9ページ、2目蓬莱荘運営費、11ページにまいりまして、2款、1項、1目老人保健施設費、12ページにまいりまして、3款、1項居宅介護サービス費、2目みついし居宅介護サービス事業費、13ページ、4款、1項訪問介護サービス費、1目介護サービス事業費、14ページにまいりまして、5款、1項通所介護サービス費、1目通所介護サービス事業費は、人件費の整理でございます。説明は省略いたします。

以上で歳出の説明を終わります。

介サ5ページにお戻りください。2歳入でございます。歳入につきましては、介サ5ページから7ページのとおりでございますが、今回の補正予算の財源でございますが、本会計の主となる収入でございます、サービス収入と5款諸収入、1項雑入、5目、1節通所介護サービス雑入で収支調整を図っております。

以上で介護サービス事業特別会計補正予算の説明を終わります。

これで私からの議案説明は終わります。

議案第12号及び議案第13号につきましては、引き続きそれぞれ担当課長、事務長から説明をいたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) 暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

休憩 午 時 分

再開 午前 1時00分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

野本上下水道課長。

【上下水道課長 野本武俊君登壇】

○上下水道課長(野本武俊君) ただいま上程されました議案第12号 平成30年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明させていただきます。

今回の補正につきましては、水道事業の政策予算として、工事請負費の追加並びに政策予算計上に伴う、工事負担金及び支障物件移設と保証金を追加するものと、4月1日付、人事異動等に伴う職員人件費の整理を行うものでございます。

第1条は、総則になりまして、平成30年度新ひだか町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的支出の補正になります。平成30年度新ひだか町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出でございますが、第1款水道事業費に1,012万3,000円を追加し、4億1,073万1,000円にするもので、第1項営業費用に1,012万3,000円を追加し、3億6,786万4,000円にするものです。

第3条は、資本的収入及び支出の補正になりまして、予算第4条、本文括弧書きを改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,525万8,000円は、当年度分消費税及び

地方消費税資本的収支調整額 923 万 4,000 円、減債積立金 4,000 万円、建設改良積立金 4,000 万円及び過年度分損益勘定留保資金 9,602 万 4,000 円で補てんするものです。

収入では、第 1 款資本的収入に 255 万円を追加し、1 億 3,631 万 1,000 円にするもので、第 2 項負担金では 100 万円を追加し、355 万円に、第 5 項補償金では 155 万円を追加し、155 万円にするものです。

支出では、第 1 款資本的支出に 1,189 万 8,000 円を追加し、3 億 2,156 万 9,000 円にするもので、第 1 項建設改良費では、1,189 万 8,000 円を追加し、2 億 1,800 万 3,000 円にするものです。

第 4 条は、議会の議決を経なければ流用することもできない経費の補正となりまして、予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり補正するもので、職員給与費 951 万 7,000 円を追加し、7,072 万 9,000 円にするものです。

恐れ入ります、水道 1 ページをお開きください。平成 30 年度新ひだか町水道事業会計予算実施計画になりますが、収益的支出及び次の水道の 2 ページ、資本的収入及び支出につきましては、次ページ以降の収益的支出明細書及び資本的収入及び支出明細書で説明いたしますので、お目通しをお願いいたしまして、説明を省略させていただきます。

それでは、水道の 3 ページをお開きください。収益的支出明細書になります。

第 1 款水道事業費用全体として、1,012 万 3,000 円を追加し、4 億 1,073 万 1,000 円にするものです。第 1 項営業費用、2 目配水及び給水費及び 3 目総がかり費ですが、3 ページから 4 ページにかけての全節すべてにおいて、人事異動等に伴う職員の人件費の整理となりますので、説明を省略します。

次に水道の 6 ページをお開きください。第 1 款資本的支出全体として、1,189 万 8,000 円を追加し、3 億 2,156 万 9,000 円にするものです。

第 1 項建設改良費、1 目配水施設改良費ですが、職員人件費の整理と工事請負につきましては、政策予算にかかる追加補正となり、補償工事であります公共下水道事業工事、負担金工事であります町道改良工事、単独工事であります老朽管更新事業給水装置工事、そして、町道対策配水管新設等工事では、保証工事 1 件、単独工事 2 件を執行するものとして 1,173 万円を追加補正するものです。なお、建設改良事業の詳細な内容につきましては、予算説明資料の 19 ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたしまして、説明を省略させていただきます。

恐れ入ります、水道の 5 ページにお戻りください。資本的収入明細になります。

資本的収入全体として、255 万円を追加し、1 億 3,631 万 1,000 円にするものです。第 2 項負担金ですが、政策予算計上に伴う共同改良工事負担金として 100 万円を追加するものです。第 5 項補償金ですが、同じく政策予算計上に伴う公共下水道事業補償金及び道事業補償金として 155 万円を追加するものです。

次に、水道 7 ページから 8 ページの給与費明細書、水道の 9 ページ、平成 30 年度新ひだか町水道事業予定キャッシュフロー計算書、水道の 10 ページから 11 ページは、平成 30 年度新ひだか町水道事業予定貸借対照表となりますので、お目通しのほどお願いいたしまして、説明は省略させていただきます。

以上で平成 30 年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第 1 号)の説明を終了いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 佐伯町立三石国保病院事務長。

○町立三石国保病院事務長(佐伯智也君) ただいま上程されました議案第 13 号 平成 30 年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第 1 号)についてご説明申し上げます。

第 1 条は、総則でございまして、平成 30 年度新ひだか町病院事業会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条は、収益的収入及び支出の補正でございまして、平成 30 年度新ひだか町病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入では、第 1 款病院事業収益は 1,569 万円を減し、18 億 4,349 万 2,000 円に、第 1 項静内医業収益は 3,306 万 7,000 円を減し、9 億 4,096 万 7,000 円に、第 5 項三石医業収益は 1,737 万 7,000 円を追加し、4 億 1,001 万 3,000 円にしようとするものです。

支出では、第 1 款病院事業費用は 1,569 万円を減し、18 億 4,349 万 2,000 円に、第 1 項静内医業費用は 3,306 万 7,000 円を減し、12 億 1,273 万 9,000 円に、第 4 項三石医療費用は 1,737 万 7,000 円を追加し、5 億 7,301 万 7,000 円にしようとするものです。

第 3 条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございまして、予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。職員給与費につきましては、2,466 万円を減し、10 億 5,087 万円にしようとするものです。

それでは、収益的収入及び支出明細についてご説明申し上げますので、病院事業会計 2 ページをお開き願います。中段になりますが、支出のほうからご説明申し上げます。

1 款病院事業費用、1 項静内医業費用、1 目給与費は 4,055 万円の減額で、これにつきましては人事異動に伴う整理を行ったものでございまして、説明は省略させていただきます。

3 ページになりますが、3 目経費は 748 万 3,000 円を追加するもので、平成 29 年度末で常勤医師 1 名が定年を迎え、平成 30 年度においても引き続き、嘱託医師として任用することに了承いただいたための経費を計上したものでございます。

4 項三石医業費用、1 目給与費は 1,135 万 8,000 円の追加で、人事異動に伴う整理を行ったものでございまして、説明は省略させていただきます。

3 目経費は、委託料で薬剤業務委託料 840 万円を追加計上しておりますが、薬剤師が退職したことにより、薬剤業務を委託することにしたものでございます。

以上で収益的支出の説明を終わりますが、続いて収益的収入の説明をしますので、2 ページにお戻り願います。

上段でございまして、収入、1 款病院事業収益、1 項静内医業収益、1 目入院収益は 2,272 万 5,000 円の減額、2 目外来収益は 1,034 万 2,000 円の減額、5 項三石医療収益、1 目入院収益は 1,053 万円の追加、2 目外来収益は 684 万 7,000 円の追加でございまして、いずれも入院外来収益において、収支調整を行なったものでございます。

なお、1 ページは予算実施計画書、4 ページは給与費明細書、5 ページは予定キャッシュフロー計算書、6 ページから 7 ページは予定貸借対照表でございまして、お目通しをいただき、説明は省略させていただきます。

以上で平成 30 年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第 1 号)の説明といたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより一括質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、渡辺君。

○4番(渡辺保夫君) 一括ですから4点ほどまとめて、水産のほうはないけども質問していいですね。

まず、32ページの大雪復旧災害に予算をつけるのは、これはもう全然問題ないんですけどもね、例えば今回の災害で共済に入ってる入ってないで、そうとうその経営っていうか、普及の速度の度合いっていうか、そういったいろんなもろもろの計画が、自分自身で共済に入っていたことによって、設計を立てやすかったのか、立ち上がりもすごく早かった。過去には町だとかが補助するこういう施設に対しては、農済への加入を義務づけてた時期もあったんですよ、最近はどうかわかりませんが。今回の災害で改めて確認したら、加入率が非常に低い、そういった実態もあるんでね、こういった例えば国の補助、町の単費、これらの補助ありますけれども、そういったことは検討しているのか、していないのか。

それから2点目は、水産の栽培漁業のシシャモの関係で東静内の施設の関係なんですけども、最近あんまり海のほうで良い話聞いてないもんですからね、シシャモの水上げっていうか、ここ2、3年どういう感じなのかということと、例えばハタハタなんか放流したら、ものすごい生活範囲が広くて、ここで放したのがえりものほうで獲れるとか、えりものほうがこっちで獲れるとかあるんですけど、シシャモの場合はどういうことなのか、わかれば教えてほしい。

それから、下水道の木場町のポンプ増設。3台目の予備ポンプ増設ってあるんですけども、これは計画的にこの3台目で終わるってことなのか、例えば処理量が増えて増設をするのか、そこら辺の中身をちょっと説明に加えてください。説明資料ではわかりません。

最後に病院の今聞いて、ちょっとわからないんですけども、委託料の薬剤師さんが退職したってのはわかるんですけども、金額が840万で結構な金額なんですよ。薬剤師さんの給料ってくらいなのかかわからないんですけども、これどうなんですか。この委託の中身、840万もかかる内訳っていうのは、大ざっぱにわかりますか。わかったら教えてほしい。

以上、4点です。

○議長(福嶋尚人君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) はい。議員のご指摘もとてもな話でございまして、先ほど壇上でお話し申し上げましたとおり、花にしてもミニトマトにしても、市場からも責任産地ですよという評価をいただいています。そういった責任のある産地として、今回被災を受け、実際に共済に入ってた加入率は3割、4割しかない。これが非常に問題があるということで、国のほうでも議論になったところ私も存じております。そういったことから、このような災害は、今後起こらないということはないわけですし、当然、今回の補正として大雪対策で計上さしていただいた要件として、農業共済に入ることとすることにしている。これだけでは片手落ちでございまして、今後町の産業奨励事業、これに係るハウスの設置につきましても、このへんのことについては、当然同じような取扱いをしてみたいと、こういう検討しているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 石丸水産林務課長。

○水産林務課長(石丸修司君) シシャモの漁獲量についてなんですけども、過去3カ年、平成27年度は788キログラム。そして28年度については、3,408キログラム。29年度は3,521キログラムとなっておりますけれども、過去、私が持っている資料の中でなんですけども、平成17年には23トンあがっております。そして、26年には、残念ながら7.6キログラムしか獲れておりません。非常にシシャモという魚の生態が不明なところもありまして、私が聞いたところによりま

すと、大体生まれ育った沙流川や鶴川方面なら日高沿岸を回遊してゐるのではないかというようなことは言われてますけども、震源的に見て、まだまだ回復傾向には無いっていうようなことを考えております。

○議長(福嶋尚人君) 野本上下水道課長。

○上下水道課長(野本武俊君) 木場町のポンプ場の関係でございますけども、木場町につきましては、新冠町からの汚水を受け入れてる木場町ポンプ場でございます、新冠町のほうは同じ能力のものが3台ございまして、うちの方には従来から2台しかございませんでした。それで予備機が、本来は3台持つべき ?? だったんですけども、1台がなかなか入れれる状況がなかったものですから、今回入れて、保水の能力を確保していきたいという考え方でございます。

○議長(福嶋尚人君) 佐伯町立三石国保病院事務長。

○町立三石国保病院事務長(佐伯智也君) お答えいたします。今回の薬剤業務の委託料の検討につきましては、3月に薬剤師が退職したということで、昨年から募集はしていたんですけども、なかなか応募者がいないということで、施設の基準上、薬剤師の配置は必要ですので、なかなか募集、応募がいなくてという観点から委託業務にしたということでございます。この840万円の内訳につきましては、月額70万の12カ月分でございます、70万の内訳としましては、人件費の補償分と薬剤に関する研究に対する分の補償の内訳でございます。

以上でございます。

○議長(福嶋尚人君) よろしいですか。ほかにありませんか。

12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) 1点だけ聞きたいと思うんですが、補正予算36ページ、それから予算資料では13ページなんですが、36ページの水産振興団体対策助成事業の中で、外来船誘致対策事業補助金の25万なんですが、この補助金は、恐らく前年度同額ということではないかと思うんですが、昨年のご存じのとおりイカが全く不良だった。そういういったことであるだけ、今年の夏以降は大いに期待するところなんですけども、屋根つき岸壁もできたってこともありますけども、この協議会として、この外来船誘致対策事業補助金で協議会として、ここでいつもであれば外来船の誘致活動ということもありますけども、25万の内訳を教えてくださいということと、それでいつもと変わった内容の事業があるのかどうかということ、その辺をお聞きたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 石丸水産林務課長。

○水産林務課長(石丸修司君) まず、外来船の補助金の25万なんですけども、前年については20万円で今年25万ということになっております。そして、この25万の内訳というお話なんですけれども、外来船の協議会でやってる事業には、いろいろございまして、地元と外来船の方の交流会だとか、いろいろ誘致活動に対する事業費だとか、そういうものの一部に充当されて使われております。

また、新しいメニューが何かあるのかというようなお話だったんですけども、今年の計画につきましても、まだ協議会は行ってはいないんですけども、前年同様の活動内容ではないかということで考えております。

○議長(福嶋尚人君) よろしいですか。他にありませんか。

6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 私は介護サービスのところなんです、ある町民から静寿園で看護師4名辞めるってということなんだけど知ってるかと聞かれたんだけど、これを見てもどこにもその実態が数字にも出てきていないんで、その数字っていうのは入っているものかどうか、看護師が4名辞めるってこと自体は本当のことなのか確認したいんですが。

○議長(福島尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 私のほうからご説明させていただきます。

4名辞めるということにつきましては、退職願が出てきておりますので、これは事実でございます。

予算につきましては、5月に取りまとめをさせていただいたので、退職で落としている方と落としていない方がおりますので、今後、今、採用の募集もしておりますので、募集によってはまた人件費のほうは移動がありますことから、これについては3月にまた精査をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長(福島尚人君) よろしいですか。他に。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

議案第8号から議案13号に対して、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

議案第8号 平成30年度新ひだか町一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議案第9号 平成30年度新ひだか町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議案第10号 平成30年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成30年度新ひだか町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成30年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号 平成 30 年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第 1 号)を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

説明員の入れ替えがありますので、そのままお待ちください。

---

◎議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第 5、議案第 14 号 新ひだか町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中島税務課長。

○税務課長(中島健治君) ただいま上程されました議案第 14 号について、ご説明いたします。

議案第 14 号は、新ひだか町税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。新ひだか町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページをお開きください。新ひだか町税条例の一部を改正する条例でございます。改正する条例の詳細につきましては、議案第 14 号参考資料によりご説明いたしますので、恐れ入りますが、2 ページをお開きください。

今回の条例改正につきましては、平成 30 年 3 月 31 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律、及び平成 30 年 5 月 23 日に公布された生産性向上特別措置法に基づき、関連する条文の改正等を行うものです。

改正点について、項目ごとに説明させていただきます。

まず、改正の概要の 1 点目は、固定資産税関係でございます。償却資産に係る特例措置の創設となっております。改正条文につきましては、附則第 10 条の 2 関連でございます。改正内容につきましては、生産性向上の実現に向けた中小企業の設備投資に対し、税制面から支援するため、固定資産税の課税標準を 3 年間軽減する特例措置を講じることとし、その割合をゼロとすることで、国からの補助の優先採択や補助率が拡大されるなど、手厚い支援の対象となり、新ひだか町における中小企業支援の拡充が期待されることから、固定資産税の課税標準額に乗ずる割合を 3 年間ゼロと定めるものであります。なお、対象者及び対象設備に関しましては、参考で記載されている者が対象となっております。

次のページをお開きください。2 点目は、課税標準の特例に係る条項の整理でございます。改正条文につきましては、附則第 10 条の 2 関連でございます。改正内容につきましては、地方税法の改正による課税標準の特例条項廃止に伴い、条項の移動が生じることから、対象となる条項の整理を行うものでございます。最後に、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行となりますが、第 2 条の規定の条項の整理につきましては、平成 31 年 4 月 1 日から施行となります。

以上で、議案第 14 号 新ひだか町税条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

本案に対して討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これから、議案第 14 号 新ひだか町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第 6、議案第 15 号 新ひだか町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) ただいま上程されました議案第 15 号について、ご説明申し上げます。

議案第 15 号は、新ひだか町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1 枚おめくりください。1 ページをごらんください。新ひだか町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。今回は、本条例のもとになります国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、放課後児童クラブの職員の資格要件に変更が生じることから、改正をするものでございます。前段の改正により、放課後児童クラブに配置する支援員に成り得る資格の明確化、後段の改正により資格を満たしていない場合において、支援員に成り得るための経験年数要件を追加するものでございまして、その他の各号と同様に北海道が行う認定資格研修を終了することによって、放課後児童支援員として、子どもたちの指導にたずさわることができます。

それでは、改正内容を説明いたしますので、1 枚おめくりください。2 ページ、条例新旧対照表をごらんください。条例の第 10 条は、職員を規定しておりまして、表の右側、改正前の第 10 条、第 3 項、第 4 号を、表の左側、改正後の同条、同項、第 4 号教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 4 条に規定する免許状を有する者、に改めるものでございます。これは、改正前の規定中、共有となる資格の明確化を図るための改正でございまして、対象者の範囲は改正前と改正後では、特に変更がありません。

次に、同条、同項に第 10 号、5 年以上放課後児童健全育成業務に従事したものであって、町長が適当と認めたものを追加するものです。これは、資格要件の拡大として、中学校卒業者についても認定資格研修を受講できる資格を持たせるものです。なお、この条例改正による影響でござ

いますが、第4号について範囲の変更がないこと、第10号については現在の中学卒業者が勤務しているものがないということから、当町への影響はございません。

1ページにお戻りいただきまして、附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福島尚人君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 2ページの(10)のどこなのですが、現状では影響は何もないという説明でしたけども、今後のことを考えたときに、全産業的に人不足ということが当然考えられると、地方とか人口の少ない町っていうのは、職員を募集してまとまらないとことが、こういう児童のところでも考えられると思うんですね。そういう意味では、私は5年以上でないとしても、こういうことに3年もたずさわっていれば、あとは町長が認めればできるわけですから、この5年の根拠ってことが、わかんないんですけども、私は個人的に3年も経験あればできるかなと思うんですけど、5年の根拠っていうのはなんなんですか。

○議長(福島尚人君) 渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) 今回の追加の分なのですが、5年というのが中学校卒業生、もしくは高校を中退のものを救うような形になりまして、もともとの第9号には、高校卒業等ということで2年間という規定もあります。現在、うちの町ではないんですけども、ほかのところで中学校卒業生、中卒者を研修に行かせるためには、どうしたらいいんだということが起こったものから、この10号を増やすことによって、中学校卒業生、高校中退者というのを救うような形で10号が入っています。9号のほうでは、2年間働くことによって、あの研修を受けられる規定もありますので、そこを補完するような形で10号ということになっております。

○議長(福島尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 説明ではちょっと理解できないんですけども、中学校卒業以上の人を対象とするとしたならば、このもの自体が、どこを卒業したか、中学生か高校生を限定する理由って何もないんじゃないの。別に中学校卒業、義務教育終わった人であれば、その規程はいらんじゃないの。中学校卒業しようが、高校卒業しようが経験さえあれば認めるわけだから。

どうしてそういう規定をつくる必要があったんでしょうか。

○議長(福島尚人君) 渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) 国の基準にのっとってるものですから、その何年ということは、町のほうでは、変更はできないのかなと思うんですけども、今回10号を追加していますが、1号から10号まで規定されてる、今回の改正前・改正後でいくと、すべて載ってはいないんですけども、あくまでもその経験を持って北海道が主催する研修を受けることができると、その研修を受けたことによって、初めて支援員ということになるものですから、支援員になるための年数ではないです。研修を受けられるための要件ということで、10号を追加しているような形になりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(福島尚人君) ほかにありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

本案に対して討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これから、議案第 15 号 新ひだか町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。日程第 7、議案第 16 号新ひだか町下水道設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野本上下水道課長。

○上下水道課長(野本武俊君) ただいま上程されました、議案第 16 号について説明させていただきます。

議案第 16 号は、新ひだか町下水道設置条例の一部を改正する条例制定についてでございます。新ひだか町下水道設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものです。

今回の条例改正につきましては、町の下水道事業計画を定めております排水区域面積及び計画人口を変更したことにより、関連条文の改正を行うものでございます。

1 枚おめくりして、1 ページをお開きください。新ひだか町下水道設置条例の一部を改正する条例、新ひだか町下水道設置条例の一部を次のように改正しようとするものです。

今回の改正内容につきましては、ご説明させていただきますので、議案第 16 号参考資料であります 2 ページ目をごらんください。新ひだか町下水道設置条例の新旧対照表でございます。対照表の条例第 3 条処理面積等について、第 1 号静内処理区、イの計画人口を 1 万 5,600 人から 1 万 5,200 人に改め、第 2 号三石処理区、アの処理面積を 184.0 ヘクタールから 172.6 ヘクタールに改め、同号イの計画人口を 2,400 人から 2,500 人に改めるようとするものでございます。

新ひだか町の下水道は、北海道との協議が必要な下水道事業計画により事業を行っております。前回の事業認可の期間が平成 29 年度末でありましたため、今回、平成 34 年度末まで期間の更新を行い、その際に 計画??書?? の見直しを行いました。計画人口の見直しにあたりましては、将来推計人口をもとに算出いたしますが、前回は国立社会保障人口問題研究所は平成 20 年 12 月に公表した推計値を使用しましたが、前回から今回までの間で、平成 27 年 10 月に町が将来推計人口に係る計画として、新ひだか町人口ビジョンを策定いたしましたので、今回は人口ビジョンの推計値をもとに算出し、新ひだか町第 2 次総合計画とも整合を図っております。ここで三石処理区の計画人口が前回より、増えている理由につきましては、静内処理区と三石処理区の将来推計人口割合を算出する際に、三石地区の割合を前回は町全体のうち 15.3 パーセントと推計しておりましたが、今回は 16.5 パーセントで推計し、四捨五入で 100 人単位としましたことから、前回より計画人口がふえたものでございます。また、三石処理区の処理面積の変更は、平成 28 年度の工事をもって、汚水管渠の整備が終えたことによりまして、草地や家屋がなくなったところなど、人の住んでいないところを整理したものでございます。

1 枚お戻りいただきまして、ページの 1 番下の行になりますが、附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 16 号 新ひだか町下水道設置条例の一部を改正する条例制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします

○議長(福嶋尚人君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

15 番、木内君。

○15 番(木内達夫君) 参考資料で、今、課長説明いただきましたけれども、三石処理区で処理面積が減っている。まず、これがどういう理由なのかということと、計画人口なんですけれども、説明では現在の人口については、国立人口問題研究所でしたか、その推計によってやっている。今回は、新ひだか町の人口ビジョンによると。そのときに、全体の人口の割合でやってふえることになった。そこで、これ全体でやるっていうのはちょっと理解できないんですけれども、っていうのは静内地区の人口、三石の人口って出ていると思うんですよね。その出ている中でふえていくっていうのが理解できないんですよ。実際にその住基人口はふえてるんですかね、三石地区の。そこも含めて説明願いたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 小野寺上下水道課参事。

○上下水道課参事(小野寺大作君) はい。まず、今回 184 ヘクタールから 172.6 ヘクタールということで、11.4 ヘクタール減をしたというところなんですけれども、これにつきましては、計画当初は人の住んでいたところや住宅が建設される可能性が考えられる区域を配水区域としておりましたけれども、家屋がなくなったり 28 年度までに整備を完了したことから、計画していたところ縮小したと。具体的には、三石本町の緑ヶ丘の一部、これは現在草地なんですけれども、将来的には住宅地として開発されるだろうということで区域として取り入れておりました。

また、三石東蓬萊の昆布小屋が建ち並んでいたところがあったんですけれども、それも現在、当時よりは少なくなって、もう住居していないと。それと、大きく三石浄化センターの前のほうにあります装置、それと本桐小学校、それと三石歌笛の山田木材の木材置き場、ここにも住居があったんですけれども、現在取り壊されて木材置き場となっているということで、計画当時はまだ住宅があったり、これから開発されるだろうというところを計画として取り入れて、汚水環境の整備を考えていたんですけれども、そういう必要性がなくなったということで整理させていただきました。

それと、人口の関係ですけれども、前回の計画人口は人間研の数字を使わせていただきました。今回は人口ビジョンの数字なんですけれども、基本的には、人間研も人口ビジョンも新ひだか町の行政人口ということで、三石地区、静内地区の分けはございません。それを今回は、平成 17 年から 28 年までの 12 年間のそれぞれの地区の割合の推計を出しまして、出したところ三石地区は 16.5 パーセント、静内地区が 83.5 パーセントと。前は 13 年から 22 年までの推計で三石が 15.3 パーセントということで、今回割合を出したところ 1.2 ポイント上がったとゆうところで計算上人口がふえたと。ただ、分けるときに、分ける人間研の数字と今回人口ビジョンのおおもとの数字なんですけれども、前は、行政人口、平成 29 年度の時点で 2 万 4,200 人というのをベースに三石、静内と分けたんですけれども、今回は人口ビジョンをもとに、行政人口は、新ひだか町としては 2 万 2,800 人という数字をもとに、16.5 パーセントと 83.5 パーセントで分けました。で、たまたま掛け算上、2,462 人という数字が出たんですけれども、これを四捨五入、100 人単位でまとめたところ、2 万 5,000 人という結果になったというところでございますので、ご理解い

ただきたいと思います。

○議長(福島尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 今のその出し方っていうことに対して、私今何もありませんけれども、ただその現実に人口が減っている中で、もちろん住基人口減っていますから。三石もふえてるっていうならわかるんだけど、減ってきている中で、しかも今言ってるその処理面積も減らしてるんですよ。その辺が、ちょっと疑問なんです。現実合わないんじゃないかなって、そういう気がするんですよ。処理人口ふやしているってことじゃないの。減っているならわかるんだけど。あの今の参事の説明は、わかるわけですけど、ただその考え方だと思うんですよ。現実を据えると処理人口も減ってるというのなら理解できるんだけど、どうも合わないんじゃないかなという気がするんですよ。

その辺の見解だけ聞かせてください。

○議長(福島尚人君) 森主幹。

○上下水道課主幹(森 誠一君) 先ほどの説明から補足させていただきます。

まず、人口割合についてなんですけれども、当初、小野寺からも説明いたしました、平成13年から22年、要は合併前の三石の人口から合併した後の三石の人口推計の5年先を見越しました。今回は、17年から28年まで。要は合併してからの落ちついてからの人口で、この先5年を推計いたしました。すると、その推計の傾きって言いますか、減少が前回よりも緩やかに、実際には減少していつている。実際には減少はしてるんですけども、ふえるわけではないんですが、将来予測としては、傾きが緩くなったために人口が数字上まるめたのでふえたと、実際に面積自体は、今回、面積は減らしましたがけれども、人が住んでるところは、今回、面積として減らしてませんので、人口に対する面積は影響がないと考えてます。

以上です。

○議長(福島尚人君) ほかにありませんか。

6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 私は、先日ニュースを聞いて、びっくりしたんですけども、いろんなインフラ整備を各市町村がしていくのはいいですけども、想定より超えた感じで人口減はどんどんしていくと。そうすると下水道整備したけれども、住んでいる人がいなくて、住むところを限定していかなきゃならない。つまり、拡大していくと、維持するのに今度維持ができなくなっちゃうという町が出てくるということがニュースでなりましたけれども、新ひだか町の場合も数字のどおりうまく保たれたり、数字よりふえる努力をしたとしても、極めて人口減少を止めるってことは難しいと思うんですね。なおかつ、今後は今住んでるからいいでなくて、住む場所もどんどん変わって移動するということも考えられる。もっともっと町場に集中するっていう人も出てくるかもしれません。そういう意味では、こういう下水道等の整備というものが、単にその今とか5、6年先だけ見てるんじゃ、とても将来大変なことになるということがありますので、その辺の我が町の人口推計も含めて、きちっとその辺を例えば10年、20年後のことも考えながら、計画ってものがなされてるもんなんじゃないでしょうか。私が見たニュースっていうのは、そこだけの問題でしょうか。

○議長(福島尚人君) 小野寺上下水道課参事。

○上下水道課参事(小野寺大作君) はい。下水道の計画につきましては、今回条例改正に絡むのは

事業認可ということで5年先を見据えた計画でございます。そのほかに全体計画ということで、基本10年先を見据えた計画もございます。この事業認可をとりますと、実際にそのエリアの中を下水道工事に取りかかると、あるいは機器の更新等に実際に工事に取りかかるという認可でございます。議員おっしゃいますように、人口減少の中でエリアをどんどん、どんどん拡大することによって、利用されない方がおられると無駄な環境を整備することにもなりますので、そのあたりは事業認可を拡大するときには十分精査しながら進めていかなければいけないというふうに私も考えでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(福島尚人君) ほかにありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

本案に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第16号 新ひだか町下水道設置条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第8、議案第17号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) ただいま上程されました議案第17号についてご説明いたします。

議案第17号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条、第1項の規定に基づき、別紙のとおり、公共的施設の総合整備計画を策定することについて、議会の議決を求めらるるものでございます。

今回の総合整備計画の策定につきましては、川合辺地でございます。これまでの計画が平成29年度までとなっていたことから、平成30年度から平成34年度までの新たな計画を策定しようとするものでございます。総合整備計画に基づいて実施します。公共的施設の整備事業は、その財源に辺地対策事業債の充当が可能となりますが、この辺地対策事業債の元利償還金の80パーセントが地方交付税の額の算定に用いられます。基準財政需要額に算入されますので、他の地方債と比較して優位な財源措置がなされるものでございます。

それでは、内容についてご説明をいたします。1枚おめくりください。総合整備計画書、川合辺地でございます。1. 辺地の概況でございますが、辺地を構成する町村または字の名称は、日高郡新ひだか町静内川合・静内西川・静内東別でございます。辺地の中心の位置でございますが、日高郡新ひだか町静内川合123番地の1。辺地度数は161点でございます。2の公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、記載のとおりとなっておりますので、ごらんをいただき、

説明は省略をさせていただきます。3の公共的施設の整備計画でございますが、計画期間は平成30年度から平成34年度までの5年間。施設でございますが、道路でございますが、事業主体は新ひだか町、事業費は4,000万円。財源内訳でございますが、一般財源が4,000万円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は4,000万円となっております。合計につきましても同様の数字でございます。

以上で議案第17号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第17号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第9、議案第18号 工事請負契約締結について(豊畑複合施設建設建築工事及び豊畑生活館解体工事)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) 豊畑複合施設は、豊畑生活館の老朽化と豊畑地域保育所の劣化調査で腐食が著しく危険な状態であるとの結果から、子育ての環境と地域コミュニティ機能の保持を目的とした複合施設として整備を進めてまいりましたが、4月26日の入札では不調となり、豊畑地域の住民の皆様、保育所父母会の皆様には、大変なご心配とご迷惑をおかけしましたが、この度は、施設の利用を少しでも早めるために、生活館の解体工事を含め、冬期間の施工による防寒養生費、鉄骨価格の上昇分、屋根の形状などの設計全体の見直しを行い、さらに予算についても節内の流用で対応し、6月21日の入札において落札となりました。

また、議員の皆様にもご心配をおかけしている保育所の利用開始ですが、あくまでも町の希望ですが、来年の3月の開所式と卒園式は、新しい保育所で行いたいと考えております。

それでは、議案第18号についてご説明いたします。

議案第18号は、豊畑複合施設建設建築工事及び豊畑生活館解体工事に係る工事請負契約締結についてでございます。予定価格が5,000万円を超える工事請負契約締結について、議会の議決を求めるものであり、次のとおり工事の請負契約を締結しようとするものであります。契約の目的は、豊畑複合施設建設建築工事及び豊畑生活館解体工事。契約金額は、1億5,066万円うち消費税及び地方消費税の額は1,116万円となっております。契約の相手方は、池内・藤沢・マルサン



特定建設工事共同企業体で、代表者は、所在地、日高郡新ひだか町静内木場町1丁目1番22号、名称、池内建設株式会社、代表取締役、能登谷 満です。構成員は2社ありまして、所在地、日高郡新ひだか町静内御幸町4丁目1番11号。名称、株式会社藤沢組、代表取締役、藤沢和徳。もう1社は、所在地、日高郡新ひだか町静内高砂町1丁目9番26号、名称、株式会社マルサン建設、代表取締役、村田英明となっております。なお、共同企業体の出資割合は、池内建設50パーセント、藤沢組30パーセント、マルサン建設20パーセントとなっております。

次のページをお開きください。議案第18号参考資料1、契約書(案)でございます。1. 工事名は、豊畑複合施設建設建築工事及び豊畑生活館解体工事。2. 工事場所は、新ひだか町静内豊畑地内。3. 工期は、着工が契約の日から、完成は平成31年6月28日までとなっております。4. 請負代金額は、平成30年6月22日締結の仮契約書の金額。5. 契約保証金は、免除となっております。6. 再資源化等に要する費用等ですが、この契約書の別紙によるものとなっております。

1枚おめくりください。議案第18号参考資料2でございます。付近見取図となっております。図面の黒塗りしているところが建設場所で、ちょうど豊畑7号線沿いの豊畑体育館の斜め横に建設しようとするものです。

もう1枚おめくりください。議案第18号参考資料3でございます。建物の配置図となっております。建設場所は、現在の豊畑生活館の裏手となり、生活館を取り壊し、駐車場や遊具を新設しようとするものです。

もう1枚おめくりください。議案第18号参考資料4でございます。建物の平面図となっております。構造は、鉄骨づくり、平屋建てで延べ床面積が348.22平米となっております。

もう一枚おめくりください。議案第18号参考資料5は、立面図です。横にしてごらんください。右上の西側は玄関側を、左下の南側は保育室側をそれぞれ示しております。また、多目的トイレやスロープの設置がされており、高齢者や障がい者の方々が安心して利用できる施設となっております。

以上、議案第18号 工事請負契約締結についての説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、下川君。

○6番(下川孝志君) この工事について説明を一部受けましたけども、全く理解できない部分がありますので、質問をします。

このものを建てることに反対するという意味ではなくて、複合施設として解体工事と建設工事が ?いったない? ように見えますけれども、実際には建設工事と解体工事っていうのは別々に契約してやったとしても何の支障もない物件です。本来、公正な入札であり、少しでも安く良いものを建てるという原点に立つと、解体工事と建設工事が違う会社がやったってできますし、場所も違うわけですから、それがあたかも何か一つのもののように契約しようとしてますけれども、これを建設と解体ということになぜ分けなかったのかということ詳しく説明願います。

○議長(福嶋尚人君) 池建設課参事。

○建設課参事(池 均君) ただいまのご質問に対してお答えさせていただきます。

当初は4月の入札時点では、資料3のところの駐車場のところの生活館がございます。そのところの生活館の解体の工事については、別途発注っていうことで考えておりました。ただし、

外構工事の建物に含まれる駐車場の工事っていうのは、本体工事のほうに含まれております。その中で、総合的に発注するということになりますと、まず、工事の入札が終わってから施工するまでの間に、施工計画書、それを含めて工程表ですね、そういうものの提出が求められる。そのあと着工ということになります。そうなりますと、そういうことで大体2週間から1カ月、時間がかかります。そういうことと、あと現場の中で外構をやる場所と解体をやる場所と、その総合調整、そういうものが必要になってくるかと考えております。そういうことで、入札の中では当初の入札の予定では5月31日までという形の計画で進めておりました。ただし、今回入札が2カ月程度おくらせてしまいました。そのことによって、使う方々に不便な期間が長くなると。そういうことで解体と併せて発注することによって、そういう打合せ期間を短くして、工事全体として1カ月程度、6月末までに工事を終わらせるという形をとらせていただいております。そういうことでご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長(福嶋尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 私は現場も場所も知ってますけれども、一緒にこの同じ業者にやらせたとしても、また別々にやったとしても、工事期間を限定して、例えば、解体工事は何月何日から何月何日まで仕上げてくれと。あと、この建設を請け負ったところが、それからやればいいだけのことだと私は思うんですよ。当初は、そのような計画を持って立って説明を聞いていましたから、ただし、その解体工事の問題ではなくて、建設のほうで業者の考え方と町の考え方がずれていて、落ちなかったってことがあったんでしょうけども、解体工事自体には何も問題がなかったわけですから、ただ、期限さえ区切ってやれば、A業者とB業者がお互い連携をとりながら、完成させるというのは、今までにも公共工事でもあったと思うんですよ。そういう意味では、何の問題もないと思うんですけど、それをずれたから一つの会社でなきゃだめだというのは、全然説明として、私はそうだねというにはならないんですけども。

なぜそこが変わったのか。もっと変わった理由をもうちょっとわかりやすく説明してください。

○議長(福嶋尚人君) 池建設課参事。

○建設課参事(池 均君) 繰り返しになるかと思うんですけども、工期の中では、3カ月という工期があったとしたら、早目に着工する業者さん、それを取った業者さんによって、後から工期ギリギリまで引っ張ってしまう業者さん、さまざまな業者さんいるかと思うんですよ。その中で、今回一体したことによって施工計画書だとか、工程表だとか、一体として流れてきます。業者さんの全体の工程としては、建物の外構を早目に終わらせるような形でかかれるようになるというふうに考えております。それと、この駐車場の部分に今、解体する建物がございますので、その外構工事のほうは、本体工事のほうに含まれておりますので、そういうところも早目に自分のところの予定どおり進めることが解体工事と一体に発注することによってできるということで、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長(福嶋尚人君) ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

本案に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから、議案第18号 工事請負契約締結について(豊畑複合施設建設建築工事及び豊畑生活館解体工事)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

---

再開 午後 2時28分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第10、意見書案第5号 ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化に反対する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番、谷君。

〔10番 谷 園子君登壇〕

○10番(谷 園子君)

—新ひだか町議会議長 福島 尚人 様

提出者 新ひだか町議会議員 谷 園子

賛成者 同 上 下川 孝志

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第5号)

ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化に反対する意見書について

提案理由

介護支援専門員(ケアマネージャー)が作成するケアプラン作成有料化に対し、日本介護支援専門員(ケアマネ)協会は、「誰もが公平にケアマネジメントを受けることを阻害する」、「必要な時に、必要なサービスを利用できなくなる危険性がある」と反対しています。また、厚労省は、訪問介護の生活援助を1日1回程度以上利用する場合、ケアマネージャーの市町村への届け出を義務付け、保険者にケアプラン点検を行わせる方針ですが、利用制限や「自立支援」を損ねることにつながりかねません。

以上の理由から、ケアプラン点検・ケアプラン有料化を実施しないよう求めて、意見書を提出いたします。

提出先 衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 各 通

厚生労働大臣

総務大臣

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。本案は、質疑討論を省略し原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第 5 号は原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決

日程第 11、意見書案第 6 号 選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷君。

[10 番 谷 園子君登壇]

○10 番(谷 園子君)

新ひだか町議会議長 福 嶋 尚 人 様

提出者 新ひだか町議会議員 谷 園 子

賛成者 同 上 本 間 一 徳

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第 6 号)

選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を求める意見書について

提案理由

日本政府は 3 月、国連女性差別撤廃委員会から、国際的な流れである選択的夫婦別姓制度の導入を勧告されています。

選択的夫婦別姓制度導入への法改正について、内閣府による世論調査では、賛成が 42.5 パーセントで、反対の 29.3 パーセントを大きく上回りました。女性差別撤廃条約は、第 16 条ではっきりと「夫と妻の姓を選択する同一の権利」を明記しています。日本国憲法においても「個人の尊厳と両性の本質的平等」が謳われており、選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を求めて、意見書を提出いたします。

提出先 衆議院議長

参議院議長  
内閣総理大臣 各 通  
農林水産大臣  
総務大臣

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。本案は、質疑討論を省略し原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第 6 号は原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決

日程第 12、意見書案第 7 号 日米共同訓練と超低空飛行を中止させることを求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10 番、谷君。

[10 番 谷 園子君登壇]

○10 番(谷 園子君)

新ひだか町議会議長 福 嶋 尚 人 様

提出者 新ひだか町議会議員 谷 園 子

賛成者 同 上 本 間 一 徳

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第 7 号)

日米共同訓練と超低空飛行を中止させることを求める意見書について

提案理由

在日米軍再編に伴う日米共同訓練を、航空自衛隊千歳基地で米空軍三沢基地所属の F 16 戦闘機が参加し実施するとして、今年道内で 3 回計画されている。沖縄では相次ぐ事故を起こしながら、なんらの事故究明も行われず、住宅地や学校敷地内を我が物顔で飛行している。また、F 16 戦闘機は、日米合意で定められた人口密集地の最も高い障害物、水面上空、学校、病院等の最低高度基準を大きく下回る低空飛行を行っており、危険極まりない訓練を常態化している。

住民の命と安心・安全な生活を守る立場から、日米共同訓練の中止と、超低空飛行の中止を強く求めるものです。

提出先 衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 各 通  
農林水産大臣  
総務大臣

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。本案は、質疑討論を省略し原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第 7 号は原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第 13、意見書案第 8 号 日本年金機構の情報セキュリティーや対策の見直しを求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

13 番、建部君。

[13 番 建部和代君登壇]

○13 番(建部和代君) 最初に訂正一つありますので、申し訳ありません。

件名のところの日本年金機構情報セキュリティーやってあるんですけど、この「や」の 1 字を削除お願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

新ひだか町議会議長 福 嶋 尚 人 様

提出者 新ひだか町議会議員 建 部 和 代

賛成者 同 上 池 田 一 也

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第 8 号)

日本年金機構の情報セキュリティー対策の見直しを求める意見書について

提案理由

日本年金機構は、データ入力を委託した企業の不備による源泉徴収額の誤りの発生や、サイバー攻撃による個人情報流出問題を起こしています。複雑化した年金制度を正確かつ公正に運営しなければならない日本年金機構に対し、信頼回復のため情報セキュリティー対策の抜本的な見直しを強く求めるため意見書を提出いたします。

提出先 衆議院議長  
参議院議長 各 通  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

なお、本文の朗読は省略をさせていただきます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

ご審議よろしくお願いたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。本案は、質疑討論を省略し原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第 8 号は原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第 14、意見書案第 9 号 2019 年度地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8 番、本間君。

【8 番 本間一徳君登壇】

○8 番(本間一徳君)

新ひだか町議会議長 福島尚人様

提出者 新ひだか町議会議員 本間一徳

賛成者 同 上 細川勝弥

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第 9 号)

2019 年度地方財政の充実・強化を求める意見書について

提案理由

地方自治体は、高齢化が進行する中での医療・介護、子育て支援など社会保障への対応、地域交通の維持、森林環境政策の推進など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策など、新たな政策課題に直面しています。

2019 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要であり、意見書を提出するものであります。

提出先 衆議院議長

参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
経済産業大臣  
内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

各 通

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出いたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。本案は、質疑討論を省略し原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第 9 号は原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第 15、意見書案第 10 号 教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8 番、本間君。

【8 番 本間一徳君登壇】

○8 番(本間一徳君)

新ひだか町議会議長 福 嶋 尚 人 様

提出者 新ひだか町議会議員 本 間 一 徳

賛成者 同 上 谷 園 子

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第 10 号)

教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書について

提案理由

教職員の多忙・超勤実態解消は「給特法・条例」を見直し、「30 人以下学級」など少人数学級の早期実現、全教職員による協力協働体制による「学校づくり」を具現化する。



また、依然として7人に1人の子ども、半数超の家庭が未だに貧困状態にあります。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元など、地方自治法第99条に基づき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見書を提出するものがあります。

提出先 衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 各 通  
財務大臣  
文部科学大臣  
内閣府特命大臣（地方創生担当）

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

中に入ったものですから省略したんですけども、以上、地方自治法第99条規定に基づき意見書を提出するものです。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。本案は、質疑討論を省略し原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第16、意見書案第11号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の見直しを求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番、本間君。

【8番 本間一徳君登壇】

○8番(本間一徳君)

新ひだか町議会議長 福島尚人様

提出者 新ひだか町議会議員 本間一徳

賛成者 同 上 阿部公一

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第 11 号)

教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の見直しを求める意見書について

提案理由

教職員の長時間労働に歯止めがかからない大きな要因として、「給特法」の存在があります。現在、教員の時間外労働は、「給特法」制定時の月 6 時間程度から大幅に増加しており、「給特法」の見直しは必須です。

今国会では「働き方改革」が重要な課題となっており、その解消に向けて「労働基準法」の改正案が議論されています。長時間労働是正に向けては、時間外労働を抑制する法制の検討が肝要となります。したがって、学校における「働き方改革」を進めるにあたっては、まず、教育職員に係る勤務時間管理の根幹をなす「給特法」についての論議がなされてしかるべきです。

こうしたことから、教育職員の長時間労働解消に向け、実態と乖離している「給特法」の見直しを行うよう意見書を提出するものであります。

提出先 衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 各 通  
文部科学大臣  
厚生労働大臣

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。本案は、質疑討論を省略し原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第 11 号は原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第 17、意見書案第 12 号 2018 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8 番、本間君。

【8 番 本間一徳君登壇】

○8 番(本間一徳君)

新ひだか町議会議長 福 嶋 尚 人 様

提出者 新ひだか町議会議員 本 間 一 徳

賛成者 同 上 阿 部 公 一

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第 12 号)

2018 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

提案理由

道内の非正規労働者 86 万人(雇用労働者の 39.4 パーセント)の内、35 万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねないことから意見書を提出するものであります。

提出先 北海道労働局  
北海道地方最低賃金審議会 各 通

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出いたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。本案は、質疑討論を省略し原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第 12 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。10 分程度休憩いたします。

休憩 午後 2 時 5 7 分

---

再開 午後 3 時 0 6 分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議員の派遣について

○議長(福嶋尚人君) 日程第 18、議運の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、新ひだか町議会会議規則第 129 条、第 1 項の規定により、お手元に配付のとおり承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

---

◎閉会中の継続審査(調査)及び継続事務調査について

○議長(福島尚人君) 日程第 19、委員会の閉会中の継続審査及び継続事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から、委員会で審査及び調査中の事件については、新ひだか町議会会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付の申出のとおり、閉会中の継続審査及び継続事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続事務調査とすることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続事務調査とすることに決定いたしました。

---

◎行政報告に対する質疑

○議長(福島尚人君) これから行政報告に対する質疑を行います。

報告事項のみについて質疑をお願いいたします。

質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

---

◎閉会の議決

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。これで本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

よって、新ひだか町議会会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長(福島尚人君) これで本日の会議を閉じます。

平成 30 年第 4 回新ひだか町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 3 時 0 9 分)